

令和7年第10回函南町定例教育委員会会議次第

令和7年10月24日(金)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第50号 函南町立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部改正について

議案第51号 函南町スポーツ推進審議会委員の委嘱について

5 報 告

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア 田方文化祭(歌唱・演奏・朗読)

イ 古楽コンサートシリーズ42 ソプラノ、フルートチェンバロのタベ

ウ 三島・長泉子どもミュージカル第10回公演「ピエロ人形の詩」

エ 富士山静岡交響楽団と奏でる こどものためのシュロス・ピアノコンチェルト

(2) 令和6年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(案)について

(3) 学校給食等公会計化について(進捗状況の報告)

(4) 令和8年度教育委員会の組織案について

7 連絡事項

(1) 第64回静岡県市町教育委員会研修会(開催通知は先月の教育委員会で配布済)

ア 日 時 令和7年11月5日(水) 午後1時30分～(受付:午後1時～)

イ 会 場 SKしんきんプラザ 4階 SK駅前ホール(掛川市)

ウ 参加者 渡邊委員、林委員、長澤委員(直行)、久保田教育長、岩谷教育次長

エ 集 合 10時15分 役場1階 受付カウンター裏 集合 → 函南駅へ

10:39 函南駅発 → 10:55 三島駅発新幹線 →

11:34 掛川駅着 → 会場(掛川駅)周辺で昼食

(2) 第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会について(お知らせ)

【次回委員会開催予定】

定例会 令和7年11月26日(水) 13:10～ 函南町役場 3階 教育委員会室

※午前中は、学校等訪問実施(8:35役場集合→函南中→間宮幼→みのり幼→西小(給食試食))

教育長関係報告事項

令和7年10月24日（金）

月日	曜日	内 容
9月26日	金	・ 函南町文化祭開会式（9：30～） ・ 臨時田方地区教育長会議（13：30～） ・ 函南町部活動地域連携・地域移行推進協議会（19：00～）
9月29日	月	・ 町内校長会（13：30～）
10月1日	水	・ 辞令交付式（8：30～、10：00～） ・ 臨時課長等連絡会議（9：00～） ・ 臨時企画会議（9：30～）
10月2日	木	・ 地域学校協働活動推進員打合せ会（15：00～） ・ まちづくりブロック懇談会〔桑村小学校区〕（19：00～）
10月3日	金	・ 全国町村教育長会 第2回理事会（10：00～）
10月4日	土	・ かなみ猫おどり（15：00～）
10月6日	月	・ 企画会議（9：00～） ・ 第3回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（14：00～）
10月7日	火	・ いじめ防止等生徒指導連絡協議会（15：00～） ・ 青少年健全育成地区推進委員長連絡会（19：00～）
10月8日	火	・ 議会9月定例会（9：00～） ・ まちづくりブロック懇談会〔丹那小学校区〕（19：00～）
10月9日	木	・ 静東教育事務所管内市町教育委員会教育長会（9：00～） ・ 田方地区教育長会（14：00～）
10月17日	金	・ 東中学校体育祭（8：15～） ・ 町内園長会（12：00～）
10月19日	日	・ ふれあい広場開会式（9：10～） ・ まちづくりブロック懇談会〔東小学校区〕（19：00～）
10月20日	月	・ 教育研究奨励賞検討委員会（15：00～）
10月23日	木	・ 不登校連絡協議会（14：30～） ・ まちづくりブロック懇談会〔函南小学校区〕（19：00～）
10月24日	金	・ 教育委員会定例学校等施設訪問（8：40～） ・ 函南町教育委員会（13：30～）

議案第50号

函南町立幼稚園預かり条例施行規則の一部改正について

函南町立幼稚園預かり条例施行規則の一部改正をしたいので、教育委員会での協議を求める。

令和7年10月24日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年4月1日から自由ヶ丘幼稚園のこども園化を見送ることとなりましたが、保護者のニーズを補完するため、預かり保育の時間を自由ヶ丘幼稚園のみ17時15分までから18時15分までに延長し、所要の改正をするものです。また、現行の様式等を実情に合わせて改正するものです。

函南町立幼稚園預かり保育条例施行規則（平成26年函南町教育委員会規則第11号）

旧	新
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>函南町立幼稚園預かり保育条例（平成26年函南町条例第24号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (実施する幼稚園) 第2条 預かり保育を実施する幼稚園は、次のとおりとする。 (1) 年間預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園 (2) 一時預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉こども園、間宮幼稚園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園 (3) 長期休業中預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉こども園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園 (保育の時間) 第4条 預かり保育を実施する時間は、次のとおりとする。 (1) 年間預かり保育 午前7時30分から教育時間開始時刻まで及び教育時間終了時刻から午後5時15分まで (2) (略) (3) 長期休業中預かり保育 午前7時30分から午後5時15分までの間で保護者が希望する時間 (利用の手続き) 第6条 年間預かり保育及び長期休業中預かり保育を希望する保護者は、希望	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>函南町立幼稚園預かり保育条例（平成26年函南町条例第24号）</u>の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (実施する幼稚園) 第2条 預かり保育を実施する幼稚園は、次のとおりとする。 (1) 年間預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園 (2) 一時預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉こども園、間宮幼稚園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園 (3) 長期休業中預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉こども園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園 (保育の時間) 第4条 預かり保育を実施する時間は、次のとおりとする。 (1) 年間預かり保育 午前7時30分から教育時間開始時刻まで及び教育時間終了時刻から午後5時15分までの間で保護者が希望する時間。ただし、<u>自由ヶ丘幼稚園は午前7時30分から教育時間開始時刻まで及び教育時間終了時刻から午後6時15分までの間で保護者が希望する時間とする。</u> (2) (略) (3) 長期休業中預かり保育 午前7時30分から午後5時15分までの間で保護者が希望する時間。ただし、<u>自由ヶ丘幼稚園は午前7時30分から午後6時15分までの間で保護者が希望する時間とする。</u> (利用の手続き) 第6条 年間預かり保育及び長期休業中預かり保育を希望する保護者は、希望

旧	新
する1月前までに預かり保育申込書（様式第1号）に就労証明書等を添えて、園長を経て教育委員会に提出するものとする。	する1月前までに預かり保育申込書（様式第1号）に就労証明書を添えて、園長を経て教育委員会に提出するものとする。<u>ただし、教育委員会がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。</u>

旧				
様式第1号（第6条関係）（用紙：日本産美規格A4縦型）				
預かり保育申込書				
年 月 日				
函南町教育委員会 宛				
保護者 住所 函南町 氏名 電話				
規則第6条の規定により預かり保育を希望したいので、（年間・一時・長期休業中）預かり保育の利用を申し込みます。				
預かり期間	年 月 日 ～ 年 月 日	預かり時間	時 分～ 時 分	
園児氏名	生年月日	性別	学年	
家族状況	氏名	続柄	生年月日	職業（勤 務 先）
申込理由			緊急連絡先	
※ 年間・長期休業中預かり保育については、別途就労証明書等を提出します。				

新				
様式第1号（第6条関係）（用紙：日本産美規格A4縦型）				
預かり保育申込書				
年 月 日				
函南町教育委員会 宛				
保護者 住所 函南町 氏名 電話番号				
規則第6条の規定により預かり保育を希望したいので、（年間・一時・長期休業中）預かり保育の利用を申し込みます。				
年間・長期 （希望期間）	年 月 日 ～ 年 月 日	預かり時間	時 分 ～ 時 分	
一時預かり （希望日）				
希望園名		幼稚園・こども園		
園児氏名	生年月日	性別	学年	
申込理由			緊急連絡先	
※ 年間・長期休業中預かり保育については、別途就労証明書等を提出します。				

旧	新																				
様式第2号（第6条関係）（用紙：日本産芝規格A1紙型） 年 月 日 様 函南町教育委員会 印 預かり保育利用決定通知書 年 月 日に申請のあった（年間・一時・長期休業中）預かり保育の利用については、次のとおり決定しましたので通知します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">園 児 氏 名</td> </tr> <tr> <td>生年月日及び学年</td> <td>年 月 日（歳見）</td> </tr> <tr> <td>預かり保育する園名</td> <td>函南町立 園</td> </tr> <tr> <td>預かり保育の利用期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>預かり保育料</td> <td>（月額・日額） 円</td> </tr> </table>	園 児 氏 名		生年月日及び学年	年 月 日（歳見）	預かり保育する園名	函南町立 園	預かり保育の利用期間	年 月 日～ 年 月 日	預かり保育料	（月額・日額） 円	様式第2号（第6条関係）（用紙：日本産芝規格A1紙型） 年 月 日 氏 名 様 函南町教育委員会 印 預かり保育利用決定通知書 年 月 日に申請のあった（年間・一時・長期休業中）預かり保育の利用については、次のとおり決定しましたので通知します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">園 児 氏 名</td> </tr> <tr> <td>生年月日及び学年</td> <td>年 月 日（歳見）</td> </tr> <tr> <td>預かり保育する園名</td> <td>函南町立 園</td> </tr> <tr> <td>預かり保育の利用日及び合計日数</td> <td>合計 日</td> </tr> <tr> <td>預かり保育料</td> <td>（月額・日額） 円</td> </tr> </table>	園 児 氏 名		生年月日及び学年	年 月 日（歳見）	預かり保育する園名	函南町立 園	預かり保育の利用日及び合計日数	合計 日	預かり保育料	（月額・日額） 円
園 児 氏 名																					
生年月日及び学年	年 月 日（歳見）																				
預かり保育する園名	函南町立 園																				
預かり保育の利用期間	年 月 日～ 年 月 日																				
預かり保育料	（月額・日額） 円																				
園 児 氏 名																					
生年月日及び学年	年 月 日（歳見）																				
預かり保育する園名	函南町立 園																				
預かり保育の利用日及び合計日数	合計 日																				
預かり保育料	（月額・日額） 円																				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

○函南町立幼稚園預かり保育条例施行規則

平成26年12月18日

教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町立幼稚園預かり保育条例(平成26年函南町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施する幼稚園)

第2条 預かり保育を実施する幼稚園は、次のとおりとする。

- (1) 年間預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園
- (2) 一時預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉こども園、間宮幼稚園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園
- (3) 長期休業中預かり保育 春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉こども園、みのり幼稚園及び自由ヶ丘幼稚園

(実施日)

第3条 預かり保育の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日は実施しないものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 一時預かり保育を実施する幼稚園については、学年始、夏季、冬季及び学年末休業日として園長が定める期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、園長が必要と認める日

(保育の時間)

第4条 預かり保育を実施する時間は、次のとおりとする。

- (1) 年間預かり保育 午前7時30分から教育時間開始時刻まで及び教育時間終了時刻から午後5時15分まで
- (2) 一時預かり保育 教育時間終了時刻から午後4時30分まで
- (3) 長期休業中預かり保育 午前7時30分から午後5時15分までの間で保護者が希望する時間

(定員)

第5条 預かり保育の定員は、次のとおりとする。

- (1) 年間預かり保育 40人
- (2) 一時預かり保育 40人
- (3) 長期休業中預かり保育 30人

(利用の手続)

第6条 年間預かり保育及び長期休業中預かり保育を希望する保護者は、希望する1月前までに預かり保育申込書(様式第1号)に就労証明書等を添えて、園長を経て教育委員会に提出するものとする。

2 一時預かり保育を希望する保護者は、希望する10日前までに預かり保育申込書を園長を経て教育委員会に提出するものとする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

3 教育委員会は、前2項の申込みがあったときは、速やかに利用の可否を決定し、預かり保育利用決定通知書（様式第2号）又は預かり保育不承認通知書（様式第3号）により保護者へ通知するものとする。

（利用の中止）

第7条 預かり保育の利用を中止する保護者は、預かり保育利用中止届（様式第4号）を、園長を経て教育委員会に提出するものとする。

（利用の取消し）

第8条 教育委員会は、保護者が預かり保育を利用するに当たり適当でないと認めたときは、利用を取り消すことができる。

（保育料の減免）

第9条 保育料の納入義務者である園児の保護者が次のいずれかに該当するときは、保育料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(1) 預かり保育を利用する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、災害その他特別な理由があると認められるとき。

（減免の手続）

第10条 保育料の減額又は免除を受けようとする者は、預かり保育料減免申請書（様式第5号）を園長を経て教育委員会に提出するものとする。

（減免決定通知）

第11条 保育料の減免の決定は、教育委員会が行い、該当者に通知するものとする。

（委任）

第12条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月19日教委規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月24日教委規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日教委規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月23日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月22日教委規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和２年２月20日教委規則第３号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年12月22日教委規則第８号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当の様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この規則の施行前に従前の様式により作成されている用紙等は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

預かり保育申込書

年 月 日

函南町教育委員会 あて

保護者 住所 函南町
氏名
電話

規則第6条の規定により預かり保育を希望したいので、(年間・一時・長期休業中)預かり保育の利用を申し込みます。

預かり期間	年 月 日 ～ 年 月 日	預かり時間	時 分～ 時 分	
園児氏名	生年月日	性別	学年	
家族状況	氏名	続柄	生年月日	職業(勤務先)
申込理由				緊急連絡先

* 年間・長期休業中預かり保育については、別途就労証明書等を提出します。

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

様

函南町教育委員会 印

預かり保育利用決定通知書

年 月 日に申請のあった(年間・一時・長期休業中)預かり保育の利用については、次のとおり決定しましたので通知します。

園 児 氏 名	
生年月日及び学年	年 月 日 (歳児)
預 かり 保 育 す る 園 名	函南町立 園
預 かり 保 育 の 利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
預 かり 保 育 料	(月額・日額) 円

様式第3号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

預かり保育不承認通知書

年 月 日

様

函南町教育委員会 印

年 月 日に申請のあった(年間・一時・長期休業中)預かり保育について、
次の理由により利用できませんので通知します。

園 児 氏 名	
不 承 認 理 由	

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

預かり保育利用中止届

年 月 日

函南町教育委員会 あて

保護者 住所 函南町
氏名
電話

次の理由により、(年間・一時・長期休業中)預かり保育の利用を中止したい
ので届け出ます。

園児氏名	
生年月日	年 月 日生
園 名	函南町立 園
中止日	
中止理由	

様式第 5 号（第10条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

預かり保育料減免申請書

年 月 日

函南町教育委員会 あて

保護者 住所 函南町
氏名
電話

保育料の減免を受けたいので申請します。

園 児	園名及び学年	函南町立	園（ 歳児）
	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	年	月 日生
減免理由発生年月日		年	月 日
減免を希望する期間		年	月 日から 年 月 日まで
減免を必要とする理由 （詳細に記入してください。）			

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第10条関係)

議案第51号

函南町スポーツ推進審議会委員の委嘱について

函南町スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年函南町条例第11号）の規定により、別紙の者を函南町スポーツ推進審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年10月24日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

前委員の辞職に伴い欠員となっている函南町スポーツ推進審議会委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和7年10月24日から令和8年7月31日まで。

スポーツ推進審議会委員

氏 名	所 属 等	備 考
藤間 秀忠	函南町副町長	2号

1号委員 学識経験のある者

2号委員 関係行政機関の職員

※ 委員の任期は、条例第6条により令和7年 10 月 24 日から令和8年 7 月 31 日とする。

函南町スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年6月1日条例第11号）

最終改正:平成23年12月14日条例第27号

改正内容:平成23年12月14日条例第27号 [平成24年7月9日]

○函南町スポーツ推進審議会に関する条例

昭和37年6月1日条例第11号

改正

平成12年3月7日条例第12号

平成23年12月14日条例第27号

函南町スポーツ推進審議会に関する条例

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、函南町におけるスポーツを推進するため、函南町スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次の事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- （1）スポーツ施設及び設備の整備に関すること。
- （2）スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- （3）スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- （4）スポーツ団体の育成に関すること。
- （5）スポーツによる事故の防止に関すること。
- （6）スポーツの技術水準の向上に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、7人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（任命）

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号の者のうちから町長の意見を聞いて任命する。

- （1）学識経験のある者
- （2）関係行政機関の職員
- （役員）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

（議事）

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は教育委員会事務局において処理する。

（細則）

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月7日条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和7年10月定例教育委員会分)

令和7年10月24日開催

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	田方文化祭（歌唱・演奏・朗読）	田方文化協会連絡協議会 会長 樋川 信代	令和8年2月8日（日） 修善寺生きいきプラザ	無料	有	有
2	古楽コンサートシリーズ42 ソプラノ、フルートチェンバロのタベ	公益社団法人 沼津牧水会 代表 金子 安夫	令和7年11月16日（日） 沼津市若山牧水記念館ラウンジ	有料	有	有
3	三島・長泉子どもミュージカル第10回 公演「ピエロ人形の詩」	三島・長泉子どもミュージカル 代表 佐野 真弓	令和8年3月7日（土）、8日（日） 三島市民文化会館 大ホール	有料	有	有
4	富士山静岡交響楽団と奏でる こどものためのシュロス・ピアノコンチェルト	シュロス静岡実行委員会 代表 鈴木 智美	令和8年4月5日（日） 沼津市民文化センター 大ホール	有料	有	有
5	以下余白					
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和7年8月28日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

〒410-2315

住 所 伊豆市

申請者

Tel

団体名及び申請者の氏名

田方文化協会連絡協議会

会長 樋川 信代



函南町教育委員会後援名義申請書

下記のとおり事業を開催するにあたり、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	令和7年度静岡県広域文化事業 田方文化祭（歌唱・演奏・朗読）		
期 日	令和8年2月8日（日）10:00～16:30		
会 場	修善寺生きいきプラザ		
主催者	団体名	田方文化協会連絡協議会 （伊豆市・伊豆の国市・函南町文化協会）	
	代表者	会長 樋川 信代	
	所在地	伊豆市柏久保 1408 パークサイドフラット102	
共催又は 後援団体 （申請予定を 含める）	☑・無 （有りの 場合はそ の名称）	共 催	なし
		後 援 （予定）	函南町教育委員会 伊豆市教育委員会 伊豆の国市教育委員会 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞 伊豆箱根鉄道



事業の対象 と 目的	○事業の対象 伊豆市 伊豆の国市 函南町及び近隣市町民 一般 ○目的 静岡県地域文化団体連絡協議会の令和7年度広域文化事業として 田方文化協会連絡協議会主催の「田方文化祭(歌唱・演奏・朗読)」 を開催します。 ・ 3市町文化協会各団体の研鑽成果を地域住民の方に公開披露し、 地域文化の向上発展および 心豊かなまちづくりに貢献したい。 ・ 各文化協会ならびに団体の交流 連携 親睦を図ると同時に、 一層の芸術等 資質の向上を図ります。											
事業内容	3市町文化協会に加盟している下記団体が参加し、修善寺生いきプラザ で「文化祭(歌唱・演奏・華道)」を開催するものです。 開催日時……令和8年2月8日(日) <table border="0"> <tr> <td>○伊豆市……</td> <td>10団体</td> <td>36名 (予定)</td> </tr> <tr> <td>○伊豆の国市…</td> <td>8団体</td> <td>85名 (〃)</td> </tr> <tr> <td>○函南町……</td> <td>5団体</td> <td>58名 (〃)</td> </tr> </table> 合計 23団体 179名			○伊豆市……	10団体	36名 (予定)	○伊豆の国市…	8団体	85名 (〃)	○函南町……	5団体	58名 (〃)
○伊豆市……	10団体	36名 (予定)										
○伊豆の国市…	8団体	85名 (〃)										
○函南町……	5団体	58名 (〃)										
申請理由	3市町文化協会が連携協力し上記の目標を達成するために、函南町教育委員会のご後援をいただき、旧田方地域(現 伊豆の国市 伊豆市 函南町)の文化の向上と発展、ならびに 心豊かな明るい町づくりに 微力でも貢献できればと思うものです。											
入場料	有 料 <u>無 料</u>	有料の場合の金額	円									

【注意事項】

- ※ 開催の事業資料がある場合は添付してください。(前回開催のチラシパンフ等で可)
- ※ 申請に必要な事項が明記されている実施計画書があれば、それらを添付し「詳細は別添資料参照」等と記入することにより各項目の記載を省略しても構いません。
- ※ 入場料や参加費を徴収する場合は、事業の収支予算書を添付してください。

【後援の対象事業】

事業の目的及び内容が函南町民全体の福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められ、利益、売名、政治・宗教活動を目的とせず、事業範囲が町民全体またはこれに準じた広域性を有する事業

函南町教育委員会 様

田方文化協会連絡協議会
会長 樋川信代

「田方文化祭（歌唱・朗読・演奏）」の後援について（依頼）

田方文化協会連絡協議会（伊豆市・函南町・伊豆の国市の文化協会で構成）では、静岡県の広域事業の一環として毎年3市町が交代で当番を行い、協議会の文化祭を実施しています。今年度は、伊豆市が当番で歌唱・朗読・演奏の発表会を2月8日に行います。

つきましては、本協議会の趣旨をご理解いただき、ご後援をいただきますようお願いいたします。

記

1 開催趣旨

普段は別々の市町で活動をしている文化協会会員が一堂に会して練習成果の発表を行います。

そのことにより、技術の向上や友好を深めます。また、普段の練習の成果を一般の来客にも見てもらい大勢の方たちに楽しんでいただきます。

2 名 称 田方文化祭（歌唱・朗読・演奏）

内容は年毎に（舞踊・ダンス）→（絵画・写真・手工芸・陶芸）→（書道・文芸・茶道・華道）→（歌唱・朗読・演奏）等変化致します。

3 主 催 田方文化協会連絡協議会

4 期 日 2026年2月8日

6 会 場 伊豆市民文化ホール（伊豆市小立野66-1 生きいきプラザ）

7 資 料 ポスターの案を添付いたします

令和7年度 静岡県広域文化事業

田方文化祭

歌唱・演奏・朗読

狩野川で

結ばれて

開催日 2月8日(日)

(9:45~16:30)

入場無料

会場 市民文化ホール

(修善寺生きいきプラザ)

主催：田方文化協会連絡協議会

後援：伊豆市教育委員会／伊豆の国市教育委員会
函南町教育委員会／伊豆箱根鉄道
静岡新聞社・静岡放送／伊豆日日新聞

(第 1 号様式)

2025 年 9 月 23 日

函南町教育長 様

住 所 沼津市

申請者

氏 名 杉山佳代

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	古楽コンサートシリーズ 43 ソプラノ、フルートチェンバロの夕べ 42.		
期 日	2025 年 11 月 16 日 (日)		
会 場	沼津市若山牧水記念館ラウンジ		
主催者	団体名	公益社団法人沼津牧水会	
	代表者	金子安夫	
	所在地	沼津市千本郷林 2907-11	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	沼津市教育委員会 コンチェルトゼフィロ 三島市 長泉町 富士市 申請中

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	子どもから大人までどなたでも対象 チェンバロと、声楽、フルートとの共演で、バロック時代の 楽曲や、背景を紹介する		
事業内容	バロック時代の楽曲を、解説を交えながら、チェンバロと声 楽、フルートで演奏する		
申請理由	毎回函南町からお客様がいらっしゃるので、広報していただ きたいため		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	3000、2500、1500 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

◇ 沼津市若山牧水記念館 ◇

古楽コンサートシリーズ 42

ソプラノ、フルート、チェンバロのタベ

2025年

11/16(日)

6:45 開演

6:15 開場

曲目

「ああ、なんておいしいの、コーヒーは」 コーヒーカンタータより	
フルートソナタ ホ長調 BWV1035	J.S. バッハ
「来るべき日々のむなしい憂いも」 HWV202	
「魂よ、神をほめたたえて歌え」 HWV206	G.F. ヘンデル
「主よ、あなたの心はなんと優しいのでしょうか」	G.B. ダルジェンタ
ソナタ 短調 忠実な羊飼いの第6番	N. シェドヴィル
「墓」オペラ『ピッコロとテメートリオ』より	A. スカルラッティ
「そぞろ歩かん」	H. パーセル ほか



ソプラノ 小見山香乃

御殿場市出身。静岡県立沼津西高等学校芸術科を経て、国立音楽大学音楽学部演奏・創作学科声楽専修卒業。同時にミュージカルコース修了。在学中オーディションを経てくにおんミュージカルに出演。2023年度くにおんミュージカル・ガラコンサートではソリストとして出演。声楽を渡邊とも子、加藤和子、本島阿佐子の各氏に師事。現在公立中学校教諭。

ソプラノ 杉山和香葉

沼津市出身。静岡県立沼津西高等学校芸術科卒業。現在、愛知県立芸術大学音楽学部声楽専攻3年に在学中。第3回プリマヴェーラ声楽コンクール入選。声楽を芹澤志奈子、山本佳代、川島幸子の各氏に師事。

フルート 大島 萌

静岡県立沼津西高等学校芸術科、愛知県立芸術大学音楽学部卒業。第39回静岡県学生音楽コンクール管楽部門高校生の部第2位。第72回全日本学生音楽コンクール東京大会入選。第16回静岡県フルートコンクール一般A部門第3位。フルートを川口千恵、荒川洋、杉山希和子、高木綾子、橋本岳人の各氏に、ピッコロを梶川真歩、満丸彬人の各氏に師事。

チェンバロ 杉山佳代

富士市生まれ、沼津市在住。東京藝大、同大学院修士課程、ハーグ王立音楽院各チェンバロ科卒業。チェンバロ、通奏低音奏法を鈴木雅明氏、オルガンを今井奈緒子氏に師事。安宅賞等受賞。コンチェルトゼフィロ、コンチェルトペデモンターノ鍵盤奏者。チェンバロファンシアーズを主宰、みゆずメゾン所属。静岡県立沼津西高等学校芸術科講師。

□会場	沼津市若山牧水記念館 ラウンジ 駐車場あります
□入場料	一般…3000円 沼津牧水会会員…2500円 学生…1500円
□ご予約 お問い合わせ	055-962-0424 沼津市若山牧水記念館

10/16
販売開始

【主催】沼津牧水会
【後援】沼津市教育委員会

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額	摘 要
チケット	66,000	22 名（一般購入）
チケット	57,500	23 名（会員）
チケット	3,000	2 名（学生）
合 計	126,500	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
出演料	40,000	
チラシ印刷、発送料	30,165	
チェンバロ使用料、 調律代	10,000	
チェンバロ運搬費	27,500	
コンサートスタッフ 謝礼	9,000	
食事代&来場者飲物代	9,835	
合 計	126,500	

(第1号様式)

令和 7年 9月30日

函南町教育長 様

住 所 沼津市

申請者

氏 名 佐野 真弓

(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	三島・長泉子どもミュージカル第10回公演 「ピエロ人形の詩」		
期 日	令和8年3月7日(土) ～ 令和8年3月8日(日)		
会 場	三島市民文化会館 大ホール		
主催者	団体名	三島・長泉子どもミュージカル	
	代表者	佐野 真弓	
	所在地	沼津市	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	沼津市教育委員会、裾野市教育委員会、伊豆の 国市教育委員会、長泉町教育委員会、清水町教 育委員会、函南町教育委員会、静岡新聞社、静 岡放送(予定)

事業の対象と目的	小学生から高校生までの異年齢で一つのステージを 1 年間かけて作り上げていくことで、思いやる心を育てるとともに、ステージに立ち、人に『素直な気持ちの大切さ』や『人を思う気持ちの大切さ』を伝える目的で活動している。 また、関東圏ではないゆえにミュージカルという文化に触れる機会の少ない地域の皆様に歌とダンスの芸術を通して情操教育の一助となれることを目標に掲げている。		
事業内容	週 1 回、地元の小中高校生を対象にミュージカルのレッスンをしています。講師は地元の音楽講師、バレエ講師、劇団 BDP の専門講師。その成果発表の場として、また、地域の芸術文化発展の為、教育委員会の後援をいただきながら、年一回地元での公演開催を目標としています。出演者は静岡県東部の小・中・高校生です。以下直近の 4 公演。 令和 4 年 3 月 27 日第 6 回公演「魔女バンパ」 令和 5 年 4 月 30 日第 7 回公演「しあわせの青い鳥」 令和 6 年 3 月 23 日第 8 回公演「桃太郎！」 令和 7 年 3 月 30 日第 9 回公演「なんなんとうに雪がふる」		
申請理由	情操教育的指導を重視したミュージカルの創作活動を通じて、心から湧き上がる喜びや感動と、仲間たちと一緒に努力して得られる達成感など地元の教育機関を通じて多くの方々に知って頂きたいと考えています。		
入場料	有 料 無 料	有料の場合の金額	S 2,500 円 A 2,200 円 B 1,800 円 オンライン 2,000 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業計画書

三島・長泉子どもミュージカル

2025. 9. 30

事業名	三島・長泉子どもミュージカル第10回公演『ピエロ人形の詩』
事業目的	週1回、地元の小中学生を対象に、地元の音楽講師 劇団BDPの専門講師を迎えてミュージカルのレッスンを行っており、年1回の地元での公演開催(今年度は高校生をメインとした小規模公演を追加開催)を目標に活動しています。 子どもたちは、自分自身を表現することの楽しさを学ぶと同時に、みんなで一丸となって舞台を作り上げることを通じ、思いやりの心を育んでいます。また本公演は、誰からも相手にされず生活しているひねくれ者の少女が、ピエロ人形との出会いを通して、人として大切なものを伝えてもらう物語です。「人の優しさ」や「ポジティブ思考」、これから生きていくうえで必要なことを伝えられる演目で、観覧する地元の子どもの情操教育の一助となることを期待して企画しています。
事業内容	《あらすじ》 ひとりぼっちの少女ナナはいじわるで、おこりんぼ。ところが、ある日ナナの前に不思議なピエロ人形があらわれ、「君の心の中は優しさでいっぱい」と語りかけます。そんなはずないと言い張るナナは、ピエロ人形との出会いのあと不思議な体験をします。白馬の王子様とダンスを踊ったり、子犬に案内されて猫やクモたちの世界を見たり、幻想的なファンタジーの世界が広がります。しかし、そのうち大変なことが起こってしまい… 《出演者》 小濱千咲、清水そら、徳丸ころ、宮田希美、岩本日和、阿部栞歩、高村衣良織、野田遙、小林姫咲葵、中村日菜理、山本琴葉、山島悠希、平川千聖、加藤加恋、宇野碧衣、石井心彩、参河晴都、阪川宥奈、阿部莉歩、加藤獅穂、渡辺葉月、佐藤みみ、山田久美子、石井桃香、佐野新奈、佐藤ゆきみ、猿田のん、櫻井栞、宮田朱里、藤田ちひろ、良知勇成、山田萌日、石井美和、加藤紗和、山田はつき、松久由香里、矢澤七音、齋藤光、木下夏帆、茂呂柚希、石井鈴葉、津久井結椰、豊田かあな、田中響貴、河合寿々、日吉蘭、津久井楓花、太田一二三、星野伶奈 《主なスタッフ》 演出：櫻井みずき 振付：濱由希子 歌唱指導：江本麻奈美 総合プロデューサー：中沢 千尋 (以上劇団 BDP) 他
事業による効果	首都圏と比較して、生のミュージカルに触れる機会が圧倒的に少ない地域であるため、貴重な機会となること、殊に情操教育の面において、五感で感じていただく。

三島・長泉子どもミュージカル 第10回公演「ピエロ人形の歌」 収支予算書

令和 7年 9月30日

【公演日】 令和8年3月7日（土）、3月8日（日）
【場 所】 三島市民文化会館

単位：千円

項目	決算算額	備考
収入合計	7,718	
支出合計	7,718	
差引額	0	

単位：千円

収入の部		
項目	予算額	備考
公演費	500	前受金 10,000円×50人=500,000円
公演費	2,000	公演費 40,000円×50人=2,000,000円
公演費	108	役割増 (10,000×6人、5,000×6人、3,000×6人)
チケット代	4,510	(2,500円×220席+2,200円×350席+1,800円×102席)×3日
協賛	600	
収入合計	7,718	

単位：千円

支出の部		
項目	予算額	備考
宣材写真	165	
会場費	913	ホール・楽屋・設備費
公演撮影・写真撮影費	190	
ホテル代	500	講師・スタッフ・カメラマン等宿泊代
ケータリング代	150	
ライブポケット手数料	236	チケット代の5%で計算
ZAICO配信手数料	90	
雑費	314	振込手数料・会場装飾費・備品代等
小 計	2,558	
BDPへの支払い	4,578	BDP指導費 731
		BDP舞台費 1,242
		BDP照明費 1,359
		BDP音響費 800
		BDP衣装費 246
		スタッフ等交通費 200
BDPチラシ・プログラム代	292	チラシ・プログラム デザイン・BDP手数料等
著作権使用料	290	3公演分、JASRAC
小 計 (外部への支払い)	5,160	
支出合計	7,718	

三島・長泉子どもミュージカル 第9回公演

ミュージカル

なんなんとうに 雪がふる

脚本：東 直子

あの日うれしかったことを、ねえ、思い出して・・・

なっちゃんの家、ある日、ななちゃんという小さな女の子がやってきます。
妹ができる！とよろこぶなっちゃんですが、ななちゃんはちょっとふしぎな女の子でした。
とつぜん雪をふらせたり、ようせいの“ぼっちぼっち”をよびだしたり・・・
ふしぎなななちゃんをめぐる探偵団があらわれたり、伝説の大男があらわれたり。

さあ、いつもの公園をとびだして、こどもたちの冒険がはじまります！

STAFF

演出 櫻井みずき
音楽 萩内 智子
振付 濱 由季子
舞台美術 中川 香純
照明 榎達 雄太
音響 小橋 亨
舞台監督 中野 祐
歌唱指導 江本麻奈美
アシスタント 名取 真紀／荒 実ゆき
衣裳 BDP衣裳センター
映像制作 株式会社カラース
イラスト YOUCHAN
宣伝美術 中島 秀美
製作 三島・長泉子ども
ミュージカル父母会
総合プロデューサー
中沢 千尋

CAST

小演 千咲 (高2)	平川 千聖 (中1)	櫻井 菜 (小2)
清水 そら (高1)	加藤 花恋 (小6)	宮田 朱里 (高2)
徳丸ころこ (中3)	宇野 馨衣 (小6)	藤田ちひろ (中1)
宮田 希美 (中3)	石井 心影 (小6)	大黒 千夜 (小6)
岩本 日和 (中2)	参河 晴都 (小5)	良知 勇成 (小6)
阿部 葉歩 (中1)	阪川 莉奈 (小5)	山田 萌日 (小6)
高村衣良織 (小6)	阿部 莉歩 (小4)	石井 美和 (小5)
野田 遙 (高1)	加藤 獅理 (小3)	加藤 紗和 (小5)
佐藤 響音 (中2)	泉谷 もな (中2)	山田はつき (小4)
藤澤 咲樹 (中3)	渡辺 葉月 (中1)	高巢 優花 (小3)
天野 詩乃 (中1)	佐藤 みみ (小6)	松久由香里 (小3)
小林姫咲葵 (中1)	山田久美子 (小5)	矢澤 七音 (小2)
上坂 望 (中1)	石井 桃香 (小5)	齋藤 光 (小2)
中村日菜理 (小6)	佐野 新奈 (小5)	木下 夏帆 (小2)
山本 夢葉 (小6)	佐藤ゆきみ (小3)	茂呂 柚希 (小1)
山島 悠希 (中1)	猿田 のん (小2)	

2025年
3月30日(日)13時昼組/17時夕組

※各回とも開場は開演の30分前 ※上演時間 約1時間45分 (休憩含む)

会場 三島市民文化会館(ゆうゆうホール)大ホール

後援：三島市教育委員会／長泉町教育委員会／沼津市教育委員会／裾野市教育委員会／伊豆の国市教育委員会
清水町教育委員会／西岡町教育委員会／静岡新聞社・静岡放送・FMボイス・キュー

劇場チケット(全席指定)

S席 2,500円 A席 2,200円 B席 1,800円



配信チケット 2,000円+手数料

昼タセット 3,000円+手数料

【収録配信期間】4月10日(木)～4月17日(木)

チケット
お申込み

●各出演者 ●mnkm201410@gmail.com

●チケット発売日 2月8日(土) 10:00開始

●https://peraichi.com/landing_pages/view/mnkm/

●お問合せ mnkm201410@gmail.com

劇場・配信共通→



三島・長泉子どもミュージカル
第9回公演

2025年
3月30日(日) 13時昼組 / 17時夕組

※各回とも開場は開演の30分前 ※上演時間 約1時間45分 (休憩含む)

会場 三島市民文化会館(ゆうゆうホール)大ホール

劇場チケット(全席指定) S席 2,500円 A席 2,200円 B席 1,800円

※3歳未満の方のご入場は制限いたしますが、状況により席をご移動頂く場合がございます。

配付チケット 2,000円・手数料 昼タセット 3,000円・手数料

【収録配信期間】4月10日(木)~4月17日(木)

後援: 三島市教育委員会/長泉町教育委員会/沼津市教育委員会/裾野市教育委員会/伊豆の国市教育委員会
清水町教育委員会/函南町教育委員会/静岡新聞社・静岡放送/FMボイス・キュー



静岡県三島市一番町20-5 TEL055-976-4455

※駐車場について
駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用下さい。
近隣に有料駐車場はありますが駅前駐車場は工事のため、数が大変少なくなっておりますのでご注意ください。開演時間に間に合わない場合、指定の席にご案内できないこともございます。

チケット
お申込み

●各出演者 ●mnkm201410@gmail.com

●https://peraichi.com/landing_pages/view/mnkm/

●チケット発売日 2月8日(土) 10:00開始

●お問合せ mnkm201410@gmail.com

※公演・収録期間



●氏名下の役名のピンク文字は昼組、ブルー文字は夕組、黒文字は両回共通の役になります。



主なキャスト	配役	昼組13時	夕組17時
	なつき	宮田 希美	阿部 葉歩
	ななほ	加藤 舞穂	阿部 莉歩
	兄	宮田 朱里	
	えり	平川 千聖	渡辺 葉月
	ユカ	徳丸 ころ	野田 遙
	さいな	小濱 千咲	清水 そら

対象 小学生~高校生(年長児応相談)
稽古 毎週月曜日 18:00~20:00
場所 三島市民文化会館 清水町地域交流センター他
会費 入会金 あり
お問合せ mnkm201410@gmail.com

前回の公演「あたたかい心」
2024年11月24日(日) 静岡市清水区交流プラザ



昨年の公演「桃太郎!」
2024年3月23日(土) 三島市民文化会館 大ホール



大きな夢

児童劇団「大きな夢」は、三島・長泉子どもミュージカルを含め、首都圏、札幌、福岡等、全国26カ所にて子どもミュージカルの活動をサポートしています。
〒206-0812 東京都稲城市矢野口P51-2 TEL 042-401-5345 https://ookinayume.jp

(第1号様式)

2025年10月5日

函南町教育委員会
教育長 様

住 所 田方郡函南町

申請者

氏 名 塩谷 安生美 (印)
(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	富士山 静岡交響楽団と奏でる こどものためのシュロス・ヒップノコンフェルト		
期 日	2026年4月5日		
会 場	沼津市民文化センター大ホール		
主催者	団体名	シュロス 静岡実行委員会	
	代表者	鈴木 智美	
	所在地	三島市	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	沼津市教育委員会・三島市教育委員会 御殿場市教育委員会 富士市・富士市教育委員会・長泉町教育 委員会

裏面があります。

7.10.-6

事業の対象 と 目 的	ピアノを習い始めた小さな生徒さんから 大学院生までを対象としています。 音楽教育の一環として、音楽に結ぶついたラフテック と豊かな幅広い音楽性を養い育てたいと考えています。 子供達に自信を与えていきたいと思っています。		
事業内容	日時: 2026年4月5日 会場: 沼津市民文化センター大ホール 共演: 富士山静岡交響楽団 ピアノソリスト 14名。 ピアノコンチェルト		
申請理由	函南町民 子供達に、ぜひ聴いていただきたい。 そして、函南町からも、出演していただける 生徒がでると良いと思います。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	2,000 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

富士山静岡交響楽団と奏でる

こどものためのシュロス・ピアノコンチェルト

第Ⅰ部

蒔田 尚晃	ピアノコンチェルティーノ「秋祭りの日のロンディーノ」
越部 信義	ピアノとオーケストラのための「おもちゃのチャチャチャ」
小森 昭宏	こどものためのピアノ小協奏曲
越部 信義	ロンドン・ブリッジによるピアノコンチェルト
加藤 豊	こどものためのコンチェルト「ロマンティコ」
ミホライ・グレッツキ	若きショパン風ピアノ協奏曲 第2番 I. II. III
ミホライ・グレッツキ	ピアノとオーケストラのための古典風協奏曲 第3番 I. II. III

杉山 優月
沼津学園第二幼稚園年中
杉山 みなみ
富士市立富士中央小学校2年
望月 結菜
御殿場市立御殿場南小学校3年
石澤 朱莉
富士市立伝法小学校4年
木下 美花
不二聖心女子学院中学校1年
石渡 葉奈
三島市立中郷中学校1年
西田 有希
三島市立北上中学校2年

第Ⅱ部

平吉 毅州	こどものためのピアノコンチェルティーノ
小森 昭宏	ピアノ小協奏曲「リスの家族」
小森 昭宏	こどものためのピアノ小協奏曲
越部 信義	ピアノとオーケストラのための3つのダンス (タンゴ、ワルツ、ギャロップ)
ミホライ・グレッツキ	若きショパン風ピアノ協奏曲 第2番 I. II. III
加藤 豊	こどものためのコンチェルト「ロマンティコ」
三上 次郎	ピアノとオーケストラのための「叙情的風景」

伊藤 奈名子
長泉町立北小学校2年
大塚 心琴
富士市立今泉小学校3年
芦澤 碧海
富士宮市立富士見小学校4年
中村 凜
富士市立元吉原小学校5年
岩下 眞子
沼津市立金岡中学校1年
小畑 博子
沼津市立原中学校2年
中谷 友奏
学校法人静岡理工科大学
星陵高等学校1年

指揮：米田 覚士

管弦楽：富士山静岡交響楽団

2024年 4月 7日（日）開演 14:00（開場 13:30）

沼津市民文化センター 大ホール 入場料：全席自由 2,000 円

- 主 催 シュロス静岡実行委員会
- 協 力 アイエムシーミュージック
- 後 援 沼津市教育委員会 三島市・三島市教育委員会 御殿場市教育委員会 富士市・富士市教育委員会
富士宮市教育委員会 長泉町教育委員会 函南町教育委員会 静岡新聞社・静岡放送 すみやグッディ
- チケット取り扱い 沼津市民文化センター /055-932-6111 すみやグッディ沼津店 /055-926-1171 富士店 /0545-55-3673
SBS 通り店 /0545-282-3911 本店アネックス /054-201-9410 タンザワ楽器沼津本店 /055-962-1111
河合楽器製作所沼津店 /055-925-4400
- お問い合わせ 田辺 /080-6946-1115 勝又 /090-5601-0377 萩原 /090-4085-2714

令和6年度

函南町教育委員会

自己点検・評価報告書

令和7年11月

函南町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 令和6年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象	2
1 教育委員会の活動	2
2 教育委員会が管理・執行する事務	2
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	2～4
第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート	5～15
第3 学識経験者からの意見	16～18

はじめに

平成20年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、函南町教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するため、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を実施し、平成21年3月に最初の報告書をまとめた。以来、毎年度自己点検及び評価を実施している。

本年度は、令和6年度中の函南町教育委員会の事務の管理及び執行状況について18回目の自己点検及び評価を実施した。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和6年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価の結果を報告するものである。

令和7年11月

函南町教育長 久保田 浩子

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第1 令和6年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象

1 教育委員会の活動

函南町教育委員会では、毎月1回の定例教育委員会を開催し、令和6年度は、年12回の定例会を開催した。

また、教育現場の現状把握や教育行政施策に資することを目的に、各小中学校、幼稚園及び生涯学習関係の施設訪問を実施するとともに、函南町教育委員会主催のはたちの集いをはじめ、小中学校、園の卒業式、入学式や教育講演会など各種行事に出席した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、年2回の総合教育会議を開催した。

2 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理執行する事務は、昭和31年函南町教育委員会規則第2号「教育長に対する事務委任規則」第1条に規定されている以下に示す17項目である。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を決めること。
- (6) 前2号に定めるもののほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。
- (7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと。
- (8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと。
- (9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること。
- (10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること。
- (11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと。
- (14) 校長・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (16) 教科用図書の採択に関すること。
- (17) 文化財の指定及び解除に関すること。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

函南町総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、「令和5年度教育要覧」に示した函南町のエド育行政の方針は以下のとおりである。この方針をもとに計画した令和5年度教育推進の重点である幼児教育の充実、学校教育の充実及び社会教育の充実に基づき各種事業及び事務を実施した。なお、令和5年度教育推進の重点は、第2函南町教育委員会の自己点検・評価シートにおいて示すものとする。

【教育行政の方針】

- (1) 知性を高め、新しい時代に対応した教育の推進

- ア 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善・教育課程の促進をします。
- (ア) 各学校においての自校研修を充実させるため、研修補助として田方教員研修協議会を活用し講師派遣を依頼するなど外部の指導も求め推進を図ります。
- (イ) OJTを中心とした日常的な研修を深め、ICT機器を活用したGIGAスクール構想の実現に向けた授業改善を推進します。
- (ウ) 県教育委員会指導主事訪問の機会を利用し、町教育委員会としても指導に加わり日々の授業改善につなげます。
- (エ) 教育課程の編成にあたっては、町としての教育推進計画を示し各学校の共通項目も設置します。（函南スタンダード・読書推進計画等）
- イ 町教委主催研修により学校力、指導力向上のための支援をします。
- ウ 特別支援教育充実のため、対象者の早期発見に努め、保、幼、こ、小、中と継続した支援を行います。

(2) 地域社会を支える人材育成の推進

- ア 地域の教育資源を活用し、地域学習や地域貢献活動を取り入れ、郷土愛を育む教育活動を推進し、地域社会を支える人材育成に努めます。
- イ 学校・地域・企業等が連携し、職場体験等の活動を通してキャリア教育を進め、児童生徒一人一人に望ましい勤労観、職業観を育成します。また、中高連携により確かな進路指導に取り組みます。

(3) 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

- ア 全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校運営協議会制度により地域と共にある学校づくりを推進します。
- イ 丹那小学校「小規模特認校制度」の実現に向けて、小規模の魅力化を図るとともに地域に根ざした学校づくりを推進します。
- ウ 校務支援システム、タイムカード、留守番電話、スクールサポートスタッフ等の導入により、教職員の業務改善を図り、長時間勤務の解消を行います。
- エ 教職員の地域間交流、校種間交流、企業交流などの推進を図り、教員の資質能力向上につなげます。
- オ 心身ともに健康で「頼もしい教職員」の育成を図り、不祥事根絶に努め、共生社会を支える人権尊重の教育と啓発に取り組みます。
- カ 若手教職員の育成と管理職候補育成を課題とした人材育成研修を、田方研修協議会と共に推進します。
- キ 女性教職員の計画的な研修・育成を行い、女性管理職を輩出することにより、女性の視点を活かした学校の魅力化を推進します。
- ク 町幼児教育センターの指導、支援により、幼児教育と学校教育の連続性を図ります。
- ケ 特別支援教育の充実のため、各学校での通級指導教室、特別支援学級の運営を支援し、支援員等を含め専門性を高める研修を行います。

(4) 未来を拓く多様な人材を育む教育

- ア ICT機器を活用し、企業や社会の教育力を学校に取り入れることや、海外との異文化交流の推進を図り、グローバルな人材の育成を推進します。
- イ ALTの派遣により、幼児教育から学校教育まで一貫した異文化交流、外国語活動の推進をします。

(5) 社会総がかりで取り組む教育の実現

- ア 「函南町地域学校協働本部」に集約される地域の人材を、園や学校で活用できる体制づくりを推進します。
- イ 園・学校における教育推進の重点に「交流」の視点を位置付け、「多様な学び」や「体験活動」の充実と活性化を図ります。
- ウ 各区等での地域活動に児童生徒を積極的に参加させ、幅広い交流活動を通して、互

いの理解と信頼を深め合い、成長できる教育風土を醸成します。

エ 学校・家庭教育支援のため「函南町教育支援センター」の機能の充実を図り、関係機関や役場関係各課との連携を推進します。

オ 生涯にわたり学び続ける環境整備として、町立図書館、文化センターの活用促進と主催事業の充実を目指します。

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和6年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》		
(実現度)		(重要度)
A	… 概ね達成	A … 非常に重要
B	… もう少しで達成	B … 重要
C	… 普通	C … 普通

大項目1 教育委員会の活動

中項目	小項目	マトリクス表	点検・評価																					
(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	<table><tr><td rowspan="4">実現度↑</td><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td></tr><tr><td colspan="5">→重要度</td></tr></table>	実現度↑	A			★	B				C				C B A			→重要度					教育委員会の中核となる会議であるため重要度はAとした。 実現度については、開催数と議事内容を指標とした。開催数では、定例教育委員会を毎月開催し、各議題について協議した。 迅速な処理が必要な議案については、臨時会を開催し対応することとしているが、定例会で必要な回数を満たしたと判断し、実現度はAとした。
	実現度↑	A				★																		
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
②教育委員会会議の運営上の工夫	<table><tr><td rowspan="4">実現度↑</td><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td></tr><tr><td colspan="5">→重要度</td></tr></table>	実現度↑	A			★	B				C				C B A			→重要度					会議運営上の工夫は、効率且つ効果的な審議等に繋がるため、重要度はAとした。 会議だけではなく、会議後に行う教育長との意見交換及び勉強会を開催し、教育現場の実態把握に努め、委員としての見識を高める活動を行った。また、アフターコロナの環境下にある教育現場を把握するため、学校等教育施設訪問を実施し、町内の小中学校と、教育文化施設の視察を4回に分けて実施した。新型コロナウイルス感染症の流行により自粛していた幼稚園・保育園・こども園の訪問を全園再開したことから、実現度をAとした。	
実現度↑	A				★																			
	B																							
	C																							
	C B A																							
→重要度																								
(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の傍聴者の状況	<table><tr><td rowspan="4">実現度↑</td><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td></tr><tr><td colspan="5">→重要度</td></tr></table>	実現度↑	A			★	B				C				C B A			→重要度					教育委員会の活動を公開していくことは開かれた教育行政の観点から重要であるため、重要度はAとした。 令和6年度の傍聴者は4名（令和5年度6名）であった。会議開催日や傍聴方法を町ホームページ上で公開し、広報かんなみ11月号に傍聴が出来る旨を掲載するなど、委員会会議公開の周知に努めたことから実現度はAとした。
	実現度↑	A				★																		
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
②議事録の公開、広報・公聴活動の状況	<table><tr><td rowspan="4">実現度↑</td><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td></tr><tr><td colspan="5">→重要度</td></tr></table>	実現度↑	A			★	B				C				C B A			→重要度					議事録の公開は、会議の公開に付随する事項であるので、重要度はAとした。 議事録は傍聴できない方にも会議内容が確認できるよう、会議資料と合わせて町ホームページ上で速やかに公開していることから実現度はAとした。	
実現度↑	A				★																			
	B																							
	C																							
	C B A																							
→重要度																								
(3) 教育委員会と事務局との連携	①教育委員会と事務局との連携	<table><tr><td rowspan="4">実現度↑</td><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td></tr><tr><td colspan="5">→重要度</td></tr></table>	実現度↑	A			★	B				C				C B A			→重要度					教育行政を進めるうえで、教育委員会と事務局との連携は非常に重要であるため、重要度はAとした。 教育委員会は、事務局の連携により重要な課題や教育現場の状況を共有し、教育行政の中立性の確保、また教育行政と一般行政の調和を図りながら教育委員会の意思決定を行っている。その意思決定に基づき事務局が適正に具体の事務を進めていることから実現度はAとした。
実現度↑	A				★																			
	B																							
	C																							
	C B A																							
→重要度																								

大項目 1 教育委員会の活動

中項目	小項目	マトリクス表			点検・評価
(4) 教育委員会と首長の連携	①教育委員会と首長との意見交換会の実施	実現度↑	A		町の実情に応じた教育行政の執行にあたり、町長・町長部局との連携は欠かせないものであるため、重要度はAとした。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律により総合教育会議の開催が義務付けられている。令和6年度は2回開催し、町の教育の方向性に関わる事項について積極的な議論、協議を行ったことから実現度はAとした。
			B		
C					
C B A					
→重要度					
(5) 教育委員の自己研鑽	①研修会への参加状況	実現度↑	A		教育委員自身が教育委員会の役割や教育をめぐる動向について理解を深めることの意義は大きく重要度はAとした。 実現度は、研修の参加回数を指標とした。毎年参集開催される県教育委員会主催の研修会に3名の委員が参加した。また、田方地区2市1町教育委員意見交換会が再開し、意見交換や委員同士の懇親を図ることができた。教育委員会定例会時に教育長を中心とした自主的な意見交換や研修も実施しており、実現度はAとした。
			B		
C					
C B A					
→重要度					
(6) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問	実現度↑	A		教育の中心である児童・生徒たちが学ぶ学校・園への訪問は、教育現場を把握する上で必要不可欠であり重要度はAとした。 実現度は訪問数を指標とした。令和6年度は教育委員会開催日に合わせ、各校を訪問して、教育現場の状況把握をするとともに校長との意見交換、授業参観、施設整備の状況確認、給食の試食を行った。園についてはこれまでも抽出訪問であったが新型コロナウイルスの再流行により令和5年度は訪問を自粛した。令和6年度は保育園を含む7園全園を訪問したことから実現度はAとした。
			B		
			C		
	C B A				
	→重要度				
	②所管施設の訪問	実現度↑	A		所管施設への訪問は、それぞれの活動拠点としての重要な役割を担っており、委員の視察は、各種施策の推進に関わるため、学校訪問同様に重要度はAとした。 教育委員会開催日に合わせ、アフターコロナにおける施設の利用状況、施設環境の把握を行った。令和6年度は訪問先を抜粋し、大きな工事を実施する文化センターと西部コミュニティの視察のみを実施したことから実現度はBとした。
B					
C					
C B A					
→重要度					

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和6年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》
(実現度) (重要度)
A … 概ね達成 A … 非常に重要
B … もう少しで達成 B … 重要
C … 普通 C … 普通

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価												
(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B A</td></tr></table> →重要度	A		★	B			C				C	B A	教育に関する方針は、各種教育施策の根幹に関わるため、重要度はAとした。 「第六次函南町総合計画」に基づき「函南町教育大綱」について見直しを行い、令和4年度第2回総合教育会議において改定が承認され、基本目標を「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」と定めた。また、3つの基本構想を立て、教育要覧に示す教育行政の方針を定めているため、実現度はAとした。
A		★												
B														
C														
	C	B A												
(2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B A</td></tr></table> →重要度	A			B			C				C	B A	令和6年度は、設置及び廃止の決定を行っていない。
A														
B														
C														
	C	B A												
(3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申し出ること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B A</td></tr></table> →重要度	A		★	B			C				C	B A	教育現場における管理及び教育振興等備品は、費用対効果を含め教育委員会が把握しておく必要があるため、重要度はAとした。 令和6年度における左記に該当する備品はなかったが、当初予算、補正予算ともにその内容について教育委員会で承認を得た予算要求の範囲内で購入し適切に活用しているため、実現度はAとした。
A		★												
B														
C														
	C	B A												
(4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B A</td></tr></table> →重要度	A		★	B			C				C	B A	県費負担教職員の人事異動の内申については、教育現場の円滑な運営を行うために、過不足が生じないことや適材適所となるよう、バランスの良い人材配置が求められることから重要度はAとした。 人事異動の内申については、2月定例教育委員会で審議したため、実現度はAとした。
A		★												
B														
C														
	C	B A												
(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B A</td></tr></table> →重要度	A		★	B			C				C	B A	教職員の不祥事については、世間の注目度も高く、重要度はAとした。 教職員へサービスについては、教育委員会を通じて適宜各学校長から指導を行っている。令和6年度中に不祥事は発生しておらず、管理監督ができていることから実現度はAとした。
A		★												
B														
C														
	C	B A												

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価																
(6) (4)、(5)のほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	毎年、多くのベテラン教員が退職し、中堅層職員が減少している中で、教育現場を支える各校の指導力確保や教員の育成体制確立は当面の課題であり、こうした課題に応じた教育委員会の町の会計年度任用職員を含めた人事配置（方針）への関与は、町の教育行政の根幹に関わるため、重要度はAとした。 県費負担教職員人事以外に関しては、2月の定例教育委員会で人件費予算を、また3月の定例教育委員会で異動について審議した。また、職員の懲戒処分等は発生しておらず、管理監督ができていることから実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	3月の定例教育委員会で人事異動について承認したのち、令和7年度の新たな図書館長の任命行為を行ったため、重要度、実現度ともにAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	令和7年度の新たな事務局及び教育機関職員の任免について、3月の定例教育委員会で承認した。県費負担教職員同様の考えに基づき、重要度、実現度ともにAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B				C					C	B	A	所管施設への訪問は、それぞれの活動拠点としての重要な役割を担っており、委員の視察は、各種施策の推進に関わるため、学校訪問同様に重要度はAとした。 教育委員会開催日に合わせ、施設の利用状況、施設環境の把握を行った。令和6年度は訪問先を抜粋し、大きな工事を実施する文化センターと西部コミュニティの視察のみを実施したことから実現度はBとした。
A																		
B																		
C																		
	C	B	A															
(10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	工事の必要性及び費用対効果など、教育委員会が理解しておくべき事項として、重要度はAとした。 安心、安全、快適な施設の利用環境を提供するため、必要な工事について、前年度2月の定例教育委員会の予算要求の説明の中で行っている。また、補正予算対応が必要となった工事についても、直近の定例教育員会で審議のうえ実施しているため、実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	規則等の例規については、法律の新設及び改正などに伴い適宜制定や改廃を行った上で、各種事務事業を進める必要があるため、重要度はAとした。 令和6年度は、新規制定及び廃止はなく、改正3件について、 定例教育委員会 で審議、承認した実績から実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目		マトリクス表		点検・評価														
(12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	教育目標に基づく各種施策の実施にあたり、教育予算を充実させることは教育委員会の使命であり、重要度はAとした。 令和6年度第2号補正予算、令和5年度決算報告・令和6年度第3号補正予算、令和6年度第5号補正予算、令和7年度当初予算・令和6年度第6号補正予算を定例教育委員会で審議のうえ町議会に予算案を提出した。教育支援体制整備事業費交付金を活用するなど町の財政負担の軽減に努めた予算措置を実施した実績から実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	町の重要な教育課題等に対処するため、専門的な知識や知見を有する人物による審議や意見聴取を行ってもらう必要性から、重要度はAとした。 令和6年度は、函南町いじめ問題対策専門委員や函南町図書館協議会委員を含む16団体の新規や再任にかかる委員等の委嘱を行っており、実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	教育目標を達成するためには、教職員の資質向上は不可欠であり、研修にかかる一般方針の重要性を鑑み、重要度はAとした。 令和6年度は教育大綱の基本構想である「乳幼児教育・子育て支援」「学校教育」「社会教育」の充実を目指し、教育推進の重点を「豊かな感性と「生きる力」をもつ子どもの育成」と定め、実践していることから実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B				C					C	B	A	令和6年度は、区域の設定、変更は行っていない。
A																		
B																		
C																		
	C	B	A															
(16) 教科用図書の採択に関すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	公立小中学校における教科用図書の採択は、学校を設置する教育委員会において行うことが定められており、学習の根幹となる教科用図書の選定は慎重に行う必要があるため、重要度はAとした。 田方地区教科用図書採択連絡協議会がまとめた、令和7年度から10年度使用の中学校教科用図書の採択案について審議を行ったことから実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(17) 文化財の指定及び解除に関すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B				C					C	B	A	令和6年度は、文化財の指定及び解除は行っていない。
A																		
B																		
C																		
	C	B	A															

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和6年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》		
(実現度)		(重要度)
A	… 概ね達成	A … 非常に重要
B	… もう少しで達成	B … 重要
C	… 普通	C … 普通

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表			点検・評価	
(1) 幼児教育の充実	(ア) 教育・保育の質の向上 遊びを通した総合的な指導により「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」を育むため、保育者の研修事業見直し、充実を行う。	幼児教育センター指導の下、定期的な園内研修等を通して保育者が参画する研修体制を構築するとともに、学び続ける保育者の育成を行う。 ・外部講師等の招聘研修の実施。 ・幼児教育アドバイザーによる巡回訪問による指導。 ・新任園長、初任者、研修主任等階層別研修の実施。	実現度 ↑	A		★	保育者は、研修等により常に資質向上を追求することが第一義となるため、重要度はAとした。 幼児教育専門研修会及び保育者の経験年数に応じた研修（階層別研修）を積極的に実施した。幼児教育アドバイザー訪問は、園からの訪問要請を含め延べ70回行うとともに、個別面談において指導助言を行った。また、保育者の階層別研修や連絡会を49回開催し、特別支援に係る園訪問を82回行うなど、教育力、保育力の向上に努めたことから実現度はAとした。
	B						
	C						
	→重要度						
	(イ) 小学校・中学校教育との円滑な接続 子供の小学校・中学校入学に伴う不安解消及び発達段階に合わせた教育を円滑に小学校の教育につなぐため、接続期カリキュラムの活用、保幼小中連絡会等により園校間の連携接続を推進する。	入学に伴う不安解消や発達段階に合わせた学びを推進するため、接続期カリキュラムとして園から小学校につなぐ「アプローチ・カリキュラム」、小・中学校入学時の「スタート・カリキュラム」を活用し、切れ目のない継続的なフォローと教育環境を整える。 ・函南町乳幼児教育カリキュラムの活用 ・「アプローチ・カリキュラム」「スタート・カリキュラム」の実施	実現度 ↑	A			接続期カリキュラム（園のアプローチ・カリキュラム、小学校のスタート・カリキュラム）は、保育所指針及び学習指導要領等に記され、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校に共通する課題であり、子供の育ちと学びを就学前教育から義務教育、中等教育につなぐ目的から、重要度はAとした。 接続期カリキュラムについて、共通理解、実践が図られるよう、園長・校長会、主幹・教務主任研修会、保幼小連絡会等で、より効果的な活用や一体的な接続について周知を行った。また令和4年度に作成した「かなみ乳幼児カリキュラム」から中学校まで継続した支援を行うため、各種町内研修において架け橋期の重要性についての理解を深め令和6年度に「架け橋期プログラム」を作成した。まだ、研究段階であることから実現度はBとした。
B		★					
C							
→重要度							
	(ウ) 特別支援教育の推進 特別に配慮を要する子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成・活用し、支援体制の充実を図る。	巡回訪問等により特別に配慮を要する子供を早期発見し、子供・保護者に寄り添い、園での生活や就学についての対話を行う。特別支援コーディネーターや支援員等の研修を活用し、子供が園での活動に参加しやすくなる体制を築く。	実現度 ↑	A			特別支援教育は、子供の発達、育ちと学びに関わることであるため、重要度はAとした。 幼児教育センターによる特別支援教育に関する園への巡回訪問を82回、その他に就園会議、ことばの教室（利用者数70名）、保護者面談を実施し、早期発見・保護者への啓発に取り組んだ。医療、療育施設への通所により集団への適応など、対象児にとってより快適な生活環境になっている。また、在籍学級の担任には、子育て相談員が個別に助言したり、療育施設の指導員からの助言をいただくなどして対応した。しかし、支援対象児童の増加等によりすべての子供へ細やかな対応ができていないことから実現度はBとした。
B		★					
C							
→重要度							
	(エ) 働き方改革の推進 保育者の勤務実態を調査し、業務改善を推進する。	業務改善のため、文書作成範囲を見直し、法・規則等に沿った文書事務の取扱いを行う。また、保育者の勤務実態を把握するとともに業務の効率化やデジタル化を図り、時間外勤務の軽減に努める。	実現度 ↑	A			文書量の減、文書作成時間の短縮など、業務の適正化が不可欠な状態であるため、重要度はAとした。 業務改善に係る面談、アンケート結果により、持ち帰り仕事の質を把握し、書類の簡素化やデジタル化の推進に努めた。しかしながら、週日案、個人記録、教室掲示、行事準備など、保育者に必須の業務も多く、勤務時間中も子供に向き合う時間の他、保護者対応、清掃、預かり保育によるシフトがあり、事務処理業務の軽減は思うように進んでいない。 保育者が保育業務に専念できるよう、園に用務員や事務補助員を配置したが、業務量の削減及び慢性的な人員不足は解消されなかった。未だ改善の余地があることから、実現度はBとした。
B		★					
C							
→重要度							

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価
(2) 学校教育の充実	(7) 「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を推進する。	a 子供自らが本を手にする読書活動を推進 町立図書館の積極的活用と園・学校との連携を図るとともに、「第四次函南町子どもの読書活動推進計画」に沿った事業を充実させ「読書のまち・かなみ」を目指す。小中学校の図書館司書、図書ボランティア、読み聞かせボランティアが協力し、学校の読書環境整備や読書活動の推進を図る。 ・函南町版読書記録ノートの活用推進 ・町立図書館と連携した読書活動の推進	実現度↑ A B C →重要度	「読書のまち・かなみ宣言」に基づく活動として重要度はAとした。 学校司書と連携協力し、ICTを活用した読書記録ノートの今後の活用方法について研究を進めた。各校の実情に合わせ、1人1台端末と紙の記録用紙を併用し、読書記録ノートの活用を推進することができた。 また、幼稚園・こども園、保育園、留守家庭児童保育所、小・中学校、チャレンジ教室へ、図書館から本を選書し貸し出す「テーマ貸出」事業を継続し、子供の読書活動推進を図った。なお、子育て交流センターへのテーマ貸出も新たに開始した。 一方、読書に関する意欲化や読書量については依然、課題があることから実現度はBとした。
		b 教師は、子供に授業で身に付けさせたい資質・能力を押さえた授業を実践 全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、子供に「めあて」をもたせる。 ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の研究 ・少人数指導、習熟度別学習の推進 （「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実） ・基礎学力定着への学習支援及び補充学習 ・「家庭学習ノート」による家庭学習の推進	実現度↑ A B C →重要度	学力向上や授業改善は、教育活動の最も重要な根幹となるものであるため、重要度はAとした。 GIGAスクール構想により、令和3年度より1人1台端末と高速インターネット環境を整備し、新たな環境を活かした学校運営を推進している。各学校の実情に応じて、授業内外を問わず校内でのICT活用が進んでいる。 主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、並びに家庭学習については、より一層の充実が求められることから実現度はBとした。
		c 子供が外国語活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育成 小学校学習指導要領により3年生から外国語の授業がスタートすることにより、外国語指導助手ALTを小学校4名、中学校に2名配置し、教員研修を計画的に行う。 ・ALTの活用により英語のコミュニケーション力向上	実現度↑ A B C →重要度	第六次函南町総合計画で重点施策に挙げている項目であり、町として先進的・継続的に取り組んでいる事業であるため、重要度はAとした。 小学校では、3年生から6年生まですべての授業にALTを配置する環境が整った。間違いを恐れず、積極的に英語を話そうとするコミュニケーション能力の育成が進んでいる。また、中学校では、小学校で外国語活動及び外国語の授業を受けてきたことを踏まえた授業改善が求められており、ALT集中配置を活かしたパフォーマンステストも実施できたが、日常的なALTを活用した授業の改善に加え、ALTの効果的な活用を推進していく必要があることから実現度はBとした。
		d 心と体を一体ととらえ、運動や食育指導を通して「健やかな心身」を育む。 ・業間運動、昼休み等の外遊びの奨励 ・「函南町部活動ガイドライン」に基づいた適切な部活動の実施 ・「食」に関する教育を教育活動全体の中で計画的に実施 ・栄養教諭、栄養士による食育講座を含む食育推進活動 ・一人一スポーツ（運動）を楽しむ活動の普及	実現度↑ A B C →重要度	健やかな心身を育むため、運動は体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、食育は食べ物や食事に関する知識を学び、子供たちが一生を通じて健康的な食生活を送れるようにするために必須であり、重要度はAとした。 新型コロナウイルス感染症による運動活動の活動制限はなくなったものの、酷暑による活動制限は児童生徒の心身の成長への影響が危惧される。部活動については平日の終了時刻が定められたことで放課後にゆとりが生まれ、塾に行く前の夕食時間が確保された。 農業体験や調理体験、食育月間を通し、農や食への理解を深めることができたが、今後も実施方法等を工夫し推進する必要があることから、実現度はBとした。
		e 防災教育、安全教育の充実 ・子供自らが判断し、危険回避能力を身に付けるための防災教育、安全教育の実施 ・交通安全教室、不審者対応教室など、関係機関と連携した安全教育活動 ・職員向け救急救命講習、不審者対応訓練等の実施 ・防災マニュアル、危機管理マニュアルの見直しと確認 ・児童生徒向け救急救命講習、不審者対応訓練の実施 ・引き渡し訓練の実施と備蓄品の確認	実現度↑ A B C →重要度	いつ起こるか分からない災害について理解を深め、自らの安全を確保する適切な行動選択をとることは大変重要であり、重要度はAとした。 学校や家庭、地域が協力して地域の安全を支えることができるよう、方法を模索しながら、学校や地区の防災訓練、防災キャンプ等を実施し、感染症対策を踏まえた自助、共助を学ぶことができた。しかしながら、救急救命講習や不審者対応訓練など多種多様な訓練を、まんべんなく継続的に実施する必要があることから実現度はBとした。

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																
(2) 学校教育の充実	(7) 「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を推進する。	f 道徳の実践力を高める道徳教育の推進 ・全教育活動の中で、道徳性を養い、基本的な生活習慣の定着や規範意識を高める「道徳教育」を推進 ・「考え、議論する」特別な教科「道徳」を目指し、指導研修を深める ・日々の観察とともに学級内人間関係調査「Q-Uテスト」等の結果を活用し、子供の心の状態を分析することで集団の状況を把握し、親和的集団づくりに努める ・学級内人間関係調査の実施と親和的学級集団の育成（個別支援と人間関係の改善） ・「考え、議論する道徳の授業」づくりの推進	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C				C		B	A	健やかに生きるための基盤となる道徳性を育むために、様々な課題に対して「自分ごと」として考え、議論することは大変重要であり、重要度はAとした。 特別な教科「道徳」に関わらず、日々の関わりや子供の様子や、学級内人間関係調査「Q-Uテスト」のデータを可視化し活用しながら、適切な支援を丁寧に行い、集団において子供たちが安心できる「居場所づくり」に努めた。 特別な教科「道徳」において、「考え、議論する道徳」への授業改善が道半ばであることから実現度はBとした。
		A																		
		B			★															
C																				
C		B	A																	
g 子供の教育的ニーズを把握し特別支援教育を推進 特別な配慮を必要とする子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成し、子供を支援するとともに、適切に学校支援員を配置する。 ①園・学校との連携による障がいのある子の早期発見 ・各小学校、幼稚園での「ことばの教室」を言語聴覚士2名で対応。 ・小学校、中学校で巡回相談の実施。学校教育課指導主事及び教育支援センター教育相談員が特別支援教育の視点で訪問、実施。 ②保護者への教育相談の実施と支援 教育支援センターで、学校における不登校や生徒指導上の問題、発達障がいを抱える子供への支援と保護者及び教職員の教育に関する相談と支援を行う。 ③関係機関と連携した対応 必要に応じてケース会議を実施し、保健、福祉、医療等の関係機関との連携により総合的な教育支援を実施。 ④適切な就学支援の実施 ・発達障がいの子供たちの教育的ニーズに対応するため「特別支援通級指導教室」を函南小学校、東小学校、西小学校で開設。他の各小学校はサテライト方式で対応。 ・小学校での支援の効果を引き続き高めるため、中学校2校に「通級指導教室」を設置。 ・不登校状態にある子供に「心の居場所」を保障しながら、ゆるやかな指導により学校復帰や社会的自立をする態度を育むため、適応指導教室「チャレンジ教室」を設置し、指導員を配置する。 ・中学校に校内適応教室「ステップ・ルーム」を設置し、支援員の配置とSSWの巡回を行う。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C				C		B	A	特別な支援の必要な児童生徒に対する早期支援の開始や、必要なニーズに応じた学習場所の提供により、安心して学校生活を送ることができる環境を整備していくことの重要性から、重要度はAとした。 特別な配慮や支援の必要な児童生徒には、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、保護者と学校、教育支援センターを含む教育委員会、そして外部の専門機関等が連携し、特別支援教育を推進している。 就学時には、子育て支援課心理士と連携し、園訪問や保護者面談を実施し、丁寧な就学支援を実施している。入学後は、定期的な特別支援校内委員会、就学支援委員会により、支援の必要な児童生徒について話し合いを持っている。また、教育支援センターによる学校訪問により、専門的な視点から支援の必要性を検討している。 不登校児童生徒の「心の居場所」として、チャレンジ教室が重要な役割を果たしている。チャレンジ教室に通うことが困難な子供に対しても、子供の状況を考慮しながら関わりを絶やさないよう努めた。 中学校2校に令和5年度より設置した校内適応教室「ステップ・ルーム」は、不登校気味の生徒の学校での居場所となっており十分に機能している。令和6年度に新たに東小に設置し、多様化する児童生徒のニーズに対応した学習環境の整備を進めた。 特別支援学級、通級指導教室の対象児童生徒の審議を適切に行い、必要に応じて個に応じた学びの場の拡充に努め、子供のニーズに合った指導を実践することができた。 以上のことから、実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
C		B	A																	
h いじめ防止への対応 いじめは「どの子にも、どこでも起こりうる」という意識を持ち、「函南町いじめ防止基本方針」、いじめ防止のための各組織設置条例、要綱に従い組織的に対応する。 いじめの未然防止を目標に、早期発見、早期解決に取り組む。 ・組織的な校内いじめ防止対策会議の実施 ・定期的ないじめアンケート調査の実施 ・SNSを利用した見えないいじめの実態把握と予防指導 ・発達支持的生徒指導を中心にした「いじめ未然防止」の取組推進 ・いじめ防止推進法に基づく付属機関の運用	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C				C		B	A	いじめ防止への対応として、いじめの未然防止はもちろん、早期発見、早期解決の重要度は、言うまでもなくAである。 いじめの定義をはじめ、いじめを認知してからの初動やチーム学校としての体制づくりの重要性を年度当初に函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会で確認し、教育委員会事務局、教育支援センター等と連携し組織的な実践ができている。同会議を年2回、担当者レベルの情報交換会を随時開催として4回実施し、いじめの未然防止対策、早期対応を図った。重大事案と認定する事案が1件発生したが、関係児童及び保護者に寄り添った丁寧な対応を行うとともに、いじめ問題対策専門委員会を书面開催を含め6回開催し、弁護士による報告書を作成、報告し、終結に至った。今後も町内小中学校で同様事案の再発防止に向けた対応をより一層必要とすることから、実現度はBとした。		
A																				
B			★																	
C																				
C		B	A																	

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																
(2) 学校教育の充実	(イ) 教育職員の研修の充実 教育現場の課題は多様化・複雑化しており専門性や資質向上が求められている。授業力向上を含む諸課題に対応する研修や、新学習指導要領に盛り込まれた内容について授業実践研究を推進する。	a 授業づくりでは、各園校の研修主任を中心に推進する校内研修とともに、田方地区教員研修協議会主催の研修事業を実施し、若手を中心に、さらなる授業力向上に努める。 ・田方地区教員研修協議会の講師派遣事業を積極的に活用 ・外部講師を招いての授業研究（補助金の利用）	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A →重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A →重要度				教員の授業力向上（教材研究）及びそのための研修は、教育基本法や教育公務員特例法に定められた教員の義務であるため、重要度はAとした。 校内研修や外部での研修機会を有効に活用し、授業力向上に努めた。田方地区教員研修協議会主催の研修はキャリアステージに応じて多種多様な内容で確実に実施されている。また、教員が限られた時間を有効に活用できるようオンデマンド研修も実現し、研修効果を高めることが出来ている。 以上のことから実現度はAとした。
		A			★															
		B																		
		C																		
		C B A →重要度																		
	b 授業づくり、生徒指導、特別支援教育等の諸課題に対応するため①いじめ防止等生徒指導連絡協議会の中での担当者研修、②主幹・教務主任研修会、③研修主任研修会、④特別支援コーディネーター研修会、⑤学校支援員研修会等を開催する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A →重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A →重要度				複雑化・多様化する教育課題に対応する中心的な役割を担う教員への研修の重要性を鑑み、重要度はAとした。 限られた回数の研修会であるが、機会を捉えて今日的な課題や、町内各校が共通して抱える課題を克服するための研修を実施した。いじめの未然防止、いじめ早期発見・対応の重要性を啓発する研修や、個別支援を充実させるための子供の心理に関する研修など、有意義な研修が実施できたため、実現度はAとした。	
A			★																	
B																				
C																				
C B A →重要度																				
c GIGAスクール構想を推進し、学校教育課指導主事とICT支援員が中心となり、ICT研修を実施。一人一台の学習者用端末を用いた「新たな学びのスタイル」の実現に向け、職員研修を組織的に実施する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A →重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A →重要度				令和の日本型学校教育で示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現には、ICT活用が不可欠であり、重要度はAとした。 ICT支援員を活用し、教員が一人一台端末に「慣れて活用する」ための研修や情報提供を行い、先生方の教材やICTを活用した授業の好事例を共有した。また、デジタル教科書の整備を進め、ICT環境の拡充を行ったことから、実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
C B A →重要度																				
d 教育職員の研究活動の奨励及び助長、研究意欲と資質の向上を促し、本教育の充実、振興及び水準の向上に資するため、優れた研究に対して函南町教育研究奨励賞を授与し賞揚する。 ・函南町教育研究奨励賞への応募(各園・各校1名以上)	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A →重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A →重要度				自己の教育実践を教育論文にまとめることにより、課題意識をもって子供の教育に臨めることはもちろん、成果や課題が整理されるというメリットがあることから、重要度はAとした。 令和6年度も「函南町教育研究奨励賞授与要綱」に基づき、各園・各校に教育論文を募集したところ、計7点の応募があった。研究発表会には次年度に応募の意欲がある教職員の参加を奨励し、研究意欲の向上に努めたことから、実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
C B A →重要度																				
e 教育講演会を保・幼・こども園を含む子育て支援課健康づくり課等の関係課にも参加依頼をし、教育課題について共有を図る。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A →重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A →重要度				ピア・サポート分野で活躍している方を講師にお招き「不登校いじめを起こさない集団づくり～ピアサポートに学ぶ～」をテーマに、保育園幼稚園こども園の先生や支援員も交えて参集形式で実施した。函南町において喫緊の課題である不登校・いじめへの対応、未然防止について理解を深めることは、これからの教育現場に必要なことであるため、重要度はAとした。 小中学校教員142人に加え、保育園、幼稚園、こども園から約37人、その他他市町や関係各所から約20人の参加があり、実現度はAとした。		
A			★																	
B																				
C																				
C B A →重要度																				
(ウ) 家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実 小中学校全7校を「コミュニティ・スクール」とし、地域の理解と教育力を生かした協働による学校づくりを図る。	a 家庭と学校が連携し、学習習慣の確立、学習意欲の向上を図る。家庭学習の習慣化のため「家庭学習ノート」を家庭の協力と理解を得ながら、小・中学校で共通実施する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A →重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A →重要度				全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果から、家庭学習の定着は、継続的に本町児童生徒の課題となっているため重要度はAとした。 小学校では、学習習慣と基礎・基本の定着のために、漢字、音読、計算などを継続して実施した。自主的な学習を進める力を身に付けるために、家庭学習ノートに取り組む学校もあった。 中学校では、家庭学習ノートによる家庭学習を基本とし、自分の興味・関心に基づいた学習や、得意を伸ばし、苦手を克服する学習に取り組んだ。 GIGAスクール構想で整備したICT環境を活用した効果的な家庭学習については継続的に研究中であるため、実現度はBとした。	
A																				
B			★																	
C																				
C B A →重要度																				

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																				
(2) 学校教育の充実	(ウ) 家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実 小中学校全7校を「コミュニティ・スクール」とし、地域の理解と教育力を生かした協働による学校づくりを図る。	b 「函南スタンダード」を定め、それぞれの園・学校・地域・行政が一体となって取り組む。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				「函南スタンダード」は、子供の発達段階に応じて、函南町の教育がめざす基本的な姿であることから、重要度はAとした。 各園・各校の教室に掲示し、子供たちが日常的に自らを振り返ることができるようにしている。年度末の学校評価では、教職員・保護者の多くが子供の成長を肯定的にとらえていることから実現度はAとした。
		A			★																			
		B																						
		C																						
		C B A																						
→重要度																								
c 地域の教育力を園・学校に生かすために「函南町地域学校協働本部」に地域学校協働活動推進員を置き、地域と学校を結ぶパイプ役として学校ボランティアの発掘や紹介、職場体験の活動場所の発掘等を進める。地域住民による「登下校見守り隊ボランティア」を組織し、児童の登下校時の安全に努める。 ・函南町地域学校協働本部の地域学校協働活動推進員（コーディネーター）活用 ・キャリア教育、校内教育活動への積極的な地域人材、ボランティアの活用	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				地域と学校との持続可能な協働体制を築くためには、地域学校協働活動が不可欠であり、また、推進員が重要な役割を担うため、重要度はAとした。 登下校見守り隊など、地域ボランティアの力を活用し、児童生徒の安全を維持している。また、放課後活動やクラブ活動なども地域の方を講師に招いた活動なども継続しており、地域とともにある学校の趣旨に沿った活動ができている。学校運営協議会の会合に地域学校協働活動推進員が参加し、地域と学校をつなぎながらコミュニティ・スクール運営のコーディネーターとしての役割を果たしているため、実現度はAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
d 「地域交流活動」「異年齢交流活動」「読書活動」等の体験的な活動に保護者や地域社会と協力して取り組むとともに、学校では全教育活動を通して「道徳教育」を推進する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				地域住民を学校教育活動に巻き込んでいくことで、開かれた学校、開かれた教育課程の実現及び児童・生徒の生きる力を育む教育活動を推進できるため、重要度はAとした。 地域住民の協力を得て、防災キャンプや地域学習、栽培活動、体験学習、読み聞かせなどの活動が、教科・領域を問わず各校で工夫され実施されているため、実現度はAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
e 保護者、子供、教員等による評価結果を分析・活用し、園・学校経営に生かす。 小・中学校全7校のコミュニティ・スクール（「学校運営協議会制度」）が機能するよう支援すると共に、PDCAサイクルを生かし「地域とともにある学校づくり」を推進し、活動内容の地域発信に努める。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A				→重要度				地域とともにある学校づくりを実現するためには、どのような子供を育てるのかという目標やビジョンを地域住民と共有することができる学校運営協議会が果たすべき役割は大きいと、重要度はAとした。 学校が提示する学校運営の方針や育てたい子供像について、学校運営協議会が承認することで、学校と地域社会が一体となって教育活動を推進するという意識が生まれている。また、学校運営や教育活動の成果を検証する学校評価や学校の抱える課題について協議し次に活かす体制が構築され、活発な活動が実行されているが、随時見直しやレベルアップが必要であることから実現度はBとした。		
A																								
B			★																					
C																								
C B A																								
→重要度																								
(3) 社会教育の充実	基本施策 第六次函南町総合計画の「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を推進するため、生涯が学習機会であるという意識づくりを進めるとともに、文化活動やスポーツに親しみ、心豊かな人間関係の構築に努める。	(7) 生涯学習 ①青少年学習事業、成人学習事業等を実施し、年代に合わせた学習機会の提供に努める。 ②男女共同参画社会づくりのための男女共同参画計画を推進する。 ③生涯学習のきっかけづくりとして住民参画型の「かなみ生涯学習塾」を運営する。 ④日頃の文化芸術活動や学習の中から育んだ成果を発表する文化祭や発表会を開催する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				生涯を通じた学習は、自己の充実や生活の向上、また人材の育成や豊かな社会の創設に必要不可欠であるため、重要度はAとした。 ①のうち青少年学習事業については、小学生を対象とした「わいわい塾」（体験教室・運動教室・自然体験教室）、小中学生を対象とした「ジュニアコーラス函南」を開催した。成人学習事業については、全7回の「チャレンジ大学」学習会を開催した。②については、令和4年度に改定した「第2次男女共同参画計画改訂版」に基づき、親子体験教室の開催や男女共同参画週間での啓発活動を行った。③については「かなみ学びの杜講座」として15教室を開講し、235人の受講生が学習した。④については、第56回函南町文化祭を開催し、総入場者数は1,548人であった。芸能祭などの大ホール催事を中止し、多目的ホールで文化協会の創意工夫により、様々な世代が参画して開催することができた。これら成果を踏まえ、実現度はAとした。
		A			★																			
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
(イ) 青少年健全育成 ①青少年健全育成組織の活性化を図る。 ②あいさつ運動を定期的実施し、地域の青少年声掛け運動を継続する。 ③町内パトロールを定期的に行い、青少年有害環境の除去に努める。 ④地域・学校・家庭等の連携による関連事業を実施する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				青少年が心豊かに、健全に成長できる環境を守るため、地域社会が一体となって各種活動を推進することは重要度が高くAとした。 ①②③④とも、コロナ以前の規模に戻し、開催した。青少年の健やかな成長の支援として実施の意義は大きく、実現度はAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																	
(3) 社会教育の充実	基本施策 第六次函南町総合計画の「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を推進するため、生涯が学習機会であるという意識づくりを進めるとともに、文化活動やスポーツに親しみ、心豊かな人間関係の構築に努める。	(ウ) 社会体育 ①町民の健康づくりにつながるスポーツや運動の奨励と各種競技大会を開催する。 ②社会体育施設、学校体育施設の充実を図る。 ③スポーツ団体との連携を図りながら指導者・団体を育成する。 ④生涯にわたり、スポーツを楽しめる環境をつくる。 ⑤「スポーツのまち函南宣言」に基づき、健康で元気なまちづくりを目指す。	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B			★	C						C	B	A	生涯にわたって日常的にスポーツに親しみながら健康づくりに取り組むことができる環境を提供することは、地域の活性化、健康寿命の延伸につながり、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するうえでも重要であるため、重要度はAとした。 コロナ前と同等の活動ができるようになった結果、スポーツ人口が戻り、施設利用数も概ね回復している。コロナ禍で一時的に減ったスポーツ人口の回復と裾野の拡大を目的に、体力や年齢、性別に関係なく、手軽に簡単に楽しめるパラスポーツやニュースポーツの推進を図り、町民の健康増進とスポーツ振興に資することができた。 引き続き町民の健康増進、運動欲求に応える必要性があることから、実現度はBとした。
		A																			
		B			★																
		C																			
		C	B	A																	
(エ) コミュニティ関係 ①地区コミュニティ活動及び地区コミュニティ施設の整備を補助する。 ②地域・学校・家庭の連携によるネットワークを構築する。 ③各地区で活性化してきたシャギリ等の郷土の文化を支援する。	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C						C	B	A	社会の基盤ともなる地域コミュニティの活性化を図ることは、人との結びつきや関わり、心豊かな生活や人材育成を行ううえでも必要不可欠であることや、コミュニティ施設の長寿命化を図る観点から、重要度はAとした。 ①の施設整備については7地区8事業の申し出を受け補助金を交付した。コミュニティ活動では、運動会、スポーツ大会等の他、納涼祭やどんど焼きなど行事の申請が増加し、11区で17件の申請があり、合計で370,000円の補助金を交付した。 ②については、幼稚園PTAと共催で家庭教育支援講演会を実施した他、二葉こども園の保護者を対象に家庭教育支援員による家庭教育講座を開催した。 ③については、令和6年度は3地区から補助申請があり、合計で90,000円の補助金を交付した。これらの補助金が十分に活用され、地域の活性化が図られていることから実現度はAとした。		
A			★																		
B																					
C																					
		C	B	A																	
(オ) 文化財保護 ①かんなみ仏の里美術館の活用を努める。 小学生、中学生の学習の場とするとともに、ふるさとの宝として後世に伝えていく。 ②文化財の保護・管理・活用に努める。 日本遺産（東海道箱根八里）、世界ジオパーク（伊豆半島世界ジオパーク）の認定を受け、「見て・歩いて・学ぶ」場所として機能の充実を図る。	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C						C	B	A	長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられた貴重な財産である文化財は、地域の文化や歴史を構成するうえで不可欠である。文化財を保護、また活用しながら、後世に伝えていくことは大変重要であり、重要度はAとした。 ①かんなみ仏の里美術館では、地域の人による利用を増やし、親しまれる美術館を目標に、図書館との共催事業「出張図書館in仏の里」を4回開催した。②日本遺産である箱根旧街道の災害復旧事業では、災害復旧工事を実施した。国道1号への土砂流出防止対策として設置したボトルユニットを安全に通行できる階段等の構造物を令和7年度中に設置し、供用開始を目指す。伊豆半島ジオパークである丹那断層、柏谷横穴群は草刈り・小規模修繕を行い、良好な景観の維持管理に努めた。令和6年度実施事業について実現度はAとした。		
A			★																		
B																					
C																					
		C	B	A																	
(カ) 図書館活動 ①図書館資料の充実を図り、児童書の収集に重点的に取り組む。 ②園児・児童生徒を対象とした町立図書館利用推進事業を実施する。 ③読み聞かせやブックスタートを実施し、本に親しむ環境の充実を図る。 ④地域資料の収集・保存に努め、函南町に関する資料の充実を図る。 ⑤他機関と連携し、地域に必要な情報発信に努める。 ⑥「読書のまち・かんなみ宣言」に基づき策定した、「第四次函南町子どもの読書活動推進計画」を推進する。	実現度 ↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C						C	B	A	町の掲げる「読書のまち・かんなみ宣言」に基づく活動として重要度はAとした。 役場等の関係機関とも連携し、図書館からの情報発信に努めた。園、小・中学校等へ、図書館から本を選書し貸し出す「テーマ貸出」事業を継続し、子育て交流センターへの貸出も新たに開始した。 新規イベントとして、科学関連のイベントや、ボランティアによる英語のおはなし会を実施し、本に親しむ環境の充実を図ることができた。 また、子育て事業及び図書館の充実のための寄付金を活用し、大型絵本・大型紙芝居・パネルシアターの舞台や展示用書架等を購入し、図書館の環境整備を進めることができた。 以上のことから実現度はAとした。		
A			★																		
B																					
C																					
		C	B	A																	

給食費等の公会計化について

1 学校給食について

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすとして、学校給食法（昭和29年法律第160号）で定められている。

2 給食の管理・徴収業務に係る国の方針

文部科学省は平成31年1月に、教職員の働き方改革の一環で、給食費の公会計化を推進するガイドラインを示した。その理由として、これまで給食会計は「学校徴収金」として学校が管理する私会計で、徴収や督促の裁量は学校側にあり、教育的配慮を持って、家庭状況を加味した柔軟な対応を行っていたが、社会情勢の変化により、教職員の滞納者対応の事務量が年々増加していることがあげられる。また、納付方法の多様化による保護者の利便性向上や、経理の透明性、公平性の確保により健全な学校給食の提供を推進する。

(1) 国・県の方針及び学校現場からの意見等（これまでの経緯）

中央教育審議会の答申	・平成31年1月25日「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 ➤「学校における働き方改革」の具体的な方策の一つとして学校給食の公会計化が提言
文部科学省通知	・平成31年3月18日「学校における働き方改革に関する取組みの徹底について」（文部科学省通知） ➤<u>学校給食については、公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき</u>
文部科学省ガイドライン	・令和元年7月31日「学校給食徴収・管理に関するガイドライン（文部科学省初等中等教育局） ➤学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用するとともに保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切
静岡県教育委員会	・令和3年2月9日学校給食費に係る公会計化の推進について（依頼）（健康体育課） ➤<u>学校給食費に係る公会計化の開始目標を令和8年度までを目途に設定するよう各市町に依頼</u>
函南町	・令和4年3月第六次函南町総合計画後期基本計画において、学校給食の公会計化を主要事業とする
函南町共同学校事務室※	・教職員事務負担軽減のため、学校給食費の公会計化推進について、統括室長から町教育委員会へ意見が寄せられている。
函南町総合教育会議	・令和3年度第2回函南町総合教育会議において、<u>令和7年度より公会計制度を導入することについて決定。</u> ・LG-WAN回線整備の必要性から、LG-WAN回線整備後の<u>令和8年度より公会計化導入することについて、令和5年度第2回函南町総合教育会議において報告。</u>

※函南町立小中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第2号の規定により町内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため設置している事務室で、現在は函南中学校内に置いている。

(2) 学校給食における公会計化と見込まれる効果

本件の公会計化とは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」のことをいい、給食費の無償化ではない。保護者から給食費を徴収する事務を町が行い、徴収した給食食材費は、町の一般会計に組み入れ、納入業者への支払いを町が行うもの。督促業務も町が行うこととなる。

効果としては、以下6つの項目が文部科学省資料に記されている。

ア 教員の業務負担の軽減

- 督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や業務改善の時間ができ、学校教育の質が向上する。

イ 保護者の利便性向上

- 納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。(コンビニ納付など)

ウ 徴収・管理業務の効率化

- 一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。

エ 透明性の向上、不正の防止

- 経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。

オ 公平性の確保

- 効果的な徴収により滞納が減少する。

カ 給食の安定的な実施・充実

- 効率的・効果的な食材調達や他部局との協働で地産地消の取り組みなどもしやすくなる。

(3) 県内の学校給食公会計化と私会計の状況（令和5年12月現在）



3 町内小中学校の給食実施と給食費の管理・徴収事務について

(1) 小学校

町内各学校設立当初から現在まで自校方式で給食を実施し、学校徴収金（校納金）と同様に各学校にて給食費の管理・徴収事務を行っている。

- ・給食費は、月4,900円（1食当たり295円・1人当たり年額53,900円）

(2) 中学校

平成9年5月27日から函南中学校及び東中学校の両校で学校給食が開始されて以降、学校徴収金（校納金）と同様に各学校にて給食費の管理・徴収事務を行っている。

- ・給食費は、月5,900円（1食当たり355円・1人当たり年額64,900円）

4 給食費公会計化に向けて

(1) 給食費公会計化準備委員会の設立

公会計化のあり方や給食費、校納金、PTA会費など一括徴収する範囲について検討を行うため、学校長、栄養士、学校事務、学校教育課職員などで組織する給食費公会計化準備委員会を設立し、令和5年9月より、計6回開催し、協議、検討を行った。また、公会計システム導入にあたり、先進事例地の視察を行った。

決定事項について、町内校長会、栄養士会にて共有を図り、徴収する範囲については、令和8年度は給食費のみとし、校納金等については、令和9年度以降検討することとなった。また、公会計システム導入にあたっては、システムによる高度なデザイン性や創造力、技術力が必要となるため、公募型プロポーザル方式で決定することとした。

(2) 給食費等管理システム導入・運用収納業務に関する公募型プロポーザル

次のスケジュールでプロポーザルを実施した。

内容	期間等
公募の開始	令和7年7月2日（水）ホームページへ掲載
質問書受付期限	令和7年7月9日（水）午後5時まで（必着）
質問書の回答	随時ホームページへ掲載
参加意向申出書提出期限	令和7年7月17日（木）午後5時まで（必着）
資格確認結果通知書送付 提案書提出要請	令和7年7月25日（金）
企画提案書及び見積書提出期限	令和7年8月8日（金）午後5時まで（必着）
審査（プレゼンテーション・ ヒアリング）	令和7年8月29日（金）
選考結果通知	令和7年9月3日（水）

(3) プロポーザル結果

項目	内容
契約件名	給食費等徴収管理システム構築業務委託
履行期間	令和7年9月29日から令和8年3月31日
契約者名	日本ソフトウェアマネジメント株式会社
所在地	横浜市神奈川区金港町5番32号ベイフロント横浜
契約金額	12,760,000円

(4) 今後のスケジュール

各事業内容	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4
例規整備								
保護者への周知								
システム構築業務委託 契約								
調査・分析・ヒアリング								
システム設計								
開発・環境構築								
テスト								
データセットアップ								
操作研修								
稼働準備								
本番運用開始								

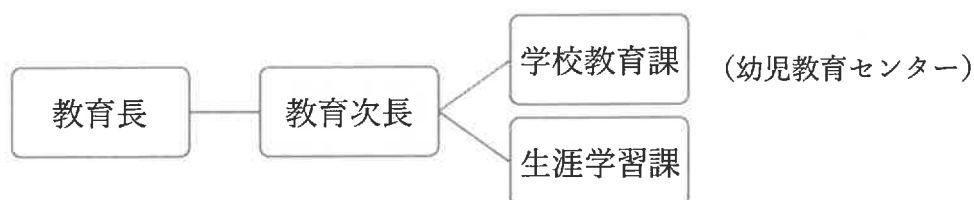
令和8年度 函南町教育委員会組織構成（案）について

令和8年度より、子育て支援課を教育委員会の所属とし、「教育次長」を「教育部長」に変更、新たに「教育部」を設ける予定です。

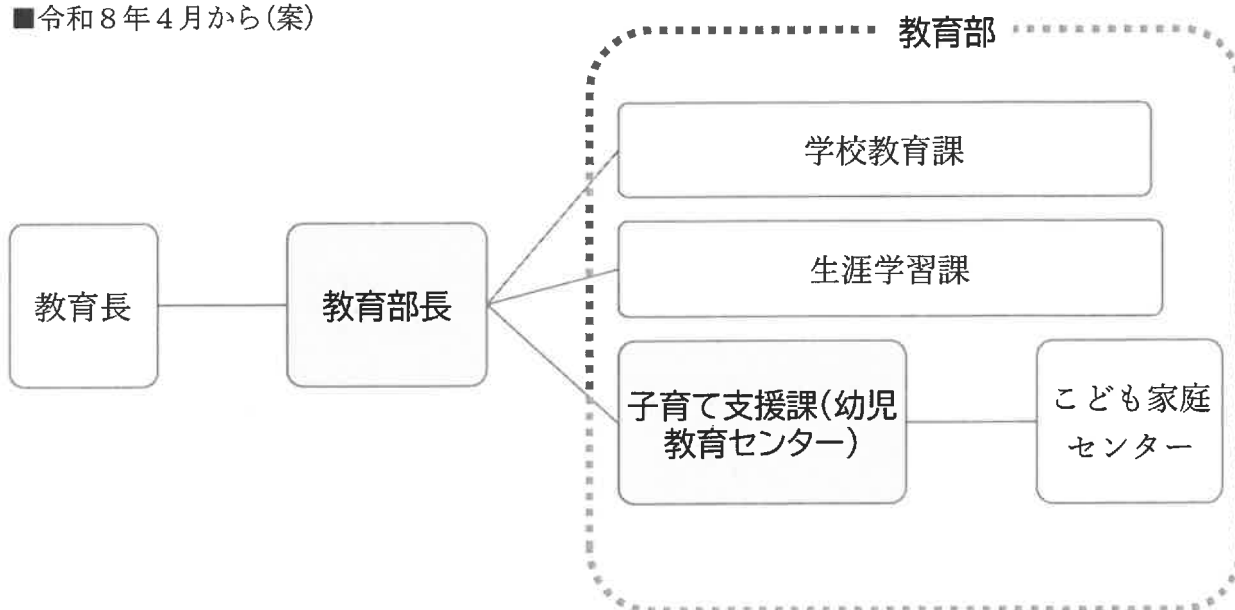
本年度から架け橋期プログラムをスタートさせ、幼稚園保育園から小学校入学する際の学習に対する不安や環境の変化に、ゆっくりと馴染んでいく連携教育を実施しておりますが、子どもや子育てへの支援を包括的に実施し、更なる連携強化を図るため、子育て支援課を教育委員会（教育部）の所属とし、これまで学校教育課内にあった「幼児教育センター」を子育て支援課へ配置変更します。

この組織改定に伴い、今後、令和8年4月1日に間に合うよう規則や規程、要綱などの改正を行います。

■現在



■令和8年4月から(案)



参考資料

○函南町幼児教育センター設置要綱

令和2年2月20日

教委告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町幼児教育センター（以下「幼児教育センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 幼児教育センターは、函南町内の公私立の保育園及び幼稚園（以下「園」という。）における保育・教育の充実を図り、園を支援するため、学校教育課内に設置する。

(所掌事務)

第3条 幼児教育センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 園の研修に関すること。
- (2) 未就学児の保護者の子育て相談に関すること。
- (3) 保育士・幼稚園教諭の人材育成に関すること。
- (4) 園への保育・教育に関する情報等の提供並びに就学前教育の啓発に関すること。
- (5) 幼児期教育と小学校・中学校との接続に関すること。
- (6) その他幼児期教育に関し必要な事項

(組織及び運営)

第4条 幼児教育センターに幼児教育アドバイザー、幼児教育指導主事及び発達相談員等の職員を置く。

2 幼児教育センターは、学校教育課、子育て支援課及び健康づくり課等との連携のもとに運営し、学校教育課長が事務の統括を行う。

(庶務)

第5条 幼児教育センターの庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、幼児教育センターの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

函 生 第 5 3 8 号
令和 7 年 10 月 24 日

函南町教育委員 各位

函南町教育長 久保田 浩子
(生涯学習課)

第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会について（お知らせ）

秋冷の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記大会について、本年も下記のとおり開催される運びとなりましたのでご案内申し上げます。ぜひ現地へ足をお運びいただき、函南町選手団に熱い声援をいただけますと幸甚に存じます。

なお、大会運営の都合上、町からの応援用バスの運行はございませんのでご容赦ください。

記

- 1 期 日 令和 7 年 12 月 6 日（土） 雨天決行
- 2 スタート 県庁本館前 午前10時00分
- 3 そ の 他 静岡市内は交通規制がかかりますので、現地応援の際は公共交通機関をご利用ください。
草薙陸上競技場では、第 4 コーナー付近の芝生部分に応援スペースを設ける予定です。

問 合 先 函南町教育委員会
生涯学習課 高井
電話番号 055-979-1733

第26回静岡市町対抗駅伝競走大会

函南町選手団 大会当日タイムスケジュール

期日:令和7年12月6日(土)午前10時スタート・雨天決行

場所:静岡市内

時間	内容	場所
10:00	スタート	静岡県庁前
12:20	最終ランナーゴール(予定)	草薙陸上競技場
12:50	小学生1500m競走開始	草薙陸上競技場
13:50	小学生1500m競走 終了(予定)	
14:00	表彰式	草薙体育館「このはなアリーナ」
14:30	表彰式 終了(予定)	
17:00	解団式 開式(予定)	文化センター 多目的ホール
17:30	解団式 閉式(予定)・解散	

駅伝、小学生1500m競走の応援はもちろん、表彰式や解団式もご自由にご覧いただけます。

第26回 しずおか市町対抗駅伝

12/6 10:00 START 交通規制マップ

ブロック	規制時刻(予定)	規制箇所
1	9:45~10:30	県庁本館前~駿府城公園中堀通り~西草深橋
2	10:14~10:38	西草深橋~長谷通り~石鳥居~麻機街道
3	10:19~10:45	麻機街道(城北公園南交差点~池ヶ谷西交差点)
4	10:24~10:52	池ヶ谷西交差点~JA静岡あざはた支店~観山中学校先
5	10:30~10:58	観山中学校先~流通センター交差点~流通センター南門先
6	10:35~11:04	流通センター南門先~旧北街道(上土交番前交差点)
7	10:40~11:11	旧北街道(上土交番前交差点)~北街道(鳥坂I.C.交差点)
8	10:45~11:14	北街道(鳥坂I.C.交差点~矢崎交差点)
9	10:49~11:22	北街道(矢崎交差点~押切南交差点)
10	10:55~11:28	押切南交差点~JAしみず高部支店~清水六中~天王町交差点
11	11:00~11:33	北街道(天王町交差点~八坂南交差点)
12	11:05~12:05	八坂南交差点~秋葉神社~辻三丁目交差点
13-17	11:08~12:05	国道1号線(辻三丁目交差点~袖師交差点)
14-16	11:12~12:02	国道1号線(袖師交差点~横砂交差点)
15	11:15~11:57	国道1号線(横砂交差点~清水清見湯公園~横砂交差点)
18	11:31~12:11	国道1号線(辻三丁目交差点)~さつき通り(市役所清水庁舎交差点)
19	11:37~12:19	南幹線(市役所清水庁舎交差点~桜橋~大坪町交差点)
20	11:43~12:25	南幹線(大坪町交差点~有東坂~御門台交差点)
21	11:48~12:29	南幹線(御門台交差点~清水七中~ジョリバ交差点)
22	11:53~12:32	南幹線(ジョリバ交差点~草薙総合運動場前~運動場西門交差点)
23	11:56~12:40	運動場西門交差点~廣野神社~草薙総合運動場正門



■12区間:42.195km

START	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	第9区	第10区	第11区	第12区	FINISH
	中学・高校生 女子	小学生 男子	小学生 女子	中学・高校生 女子	高校生 男子	40歳以上	中学生 男子	中学生 女子	小学生	一般 女子	中学・高校生 男子	一般 男子	
	中堀2周 3.673km	中堀1周 1.903km	中堀半周~草深橋 1.715km	麻機街道 3.549km	流通センター前~北街道 6.855km	北街道 3.911km	北街道 3.564km	国道1号 3.020km	国道1号 1.619km	さつき通り 3.051km	南幹線 4.310km	南幹線 5.025km	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
県庁本館前	中継所 二之丸橋	中継所 二之丸橋	中継所 長谷通り (西草深町東交差点)	中継所 JA静岡市 あざはた支店	中継所 鳥坂自治会館	中継所 清水六中	中継所 袖師生涯学習交流館	中継所 清水清見湯公園	中継所 柵屋	中継所 清水区役所	中継所 清水七中	草薙陸上競技場	

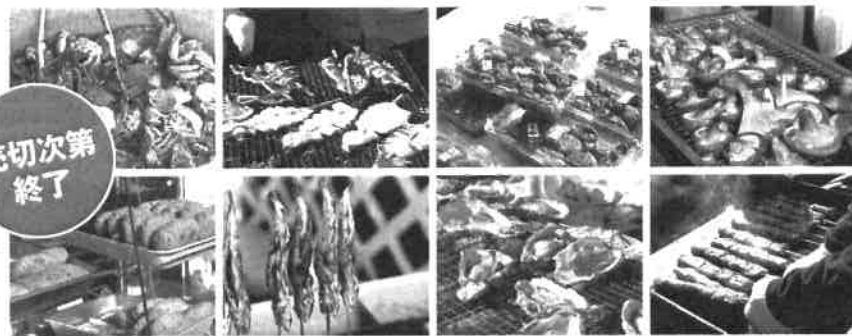
▲係員の指示に従い、観戦してください。詳しくはホームページの「交通規制情報」をご覧ください。

静岡県市町対抗物産展

夢逸品市場 12/6 10:00-15:00

会場 草薙総合運動場・陸上競技場前広場
(静岡市駿河区東原19-1/静鉄「県総合運動場」駅から徒歩5分)

売切次第
終了



静岡県内の特産品が大集合!アツアツのご当地グルメや新鮮な農水産物などをぜひご堪能ください!

会場に駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。※バイク・自転車でお越しの場合は、当日の交通規制にご注意の上、軟式野球場北側の駐輪場をご利用ください。

※出店市町・品目は変更になる場合があります。※写真はイメージです。

静岡新聞

12/5(金)大会前日に**特集号**を発行!
各市町のエンタリー**選手紹介**や**コース紹介**、
これまでの大会の様子や結果などをお届けします。

ご購入、お試し読み
(1週間・無料)の
お申し込みは

静岡新聞SBSお客様センター

0570-050-217



お申し込みサイト

SBS
T V

大会の様子を当日**生中継**でお届け!

9:30-12:50 (予定:11:45~12:00はニュースのため中断)

12/5(金)大会前日にレースの**見どころ**や**注目選手**などをお伝えします。

その他 **みなスポ** **LIVE** しずおかのコーナーでも盛り上げます。

SBS
RADIO

駅伝応援番組を公開生放送でお届け!

11:00-13:00 草薙総合運動場・陸上競技場前広場から
夢逸品市場に集まる県内各地の特産品の紹介やレース実況や結果もお伝えします。

10月から始まる **IPPO ゴゴボラケ**の「駅伝カウントダウンコーナー」に各市町のチームが生出演します。

無料アプリ
@S+
アットエスプラス

駅伝がさらに楽しくなる

会員限定コンテンツが盛りだくさん!
アプリ限定記事(新聞・テレビ・ラジオ)や
駅伝周辺コースおすすめグルメなどを
お伝えします。(10月下旬〜順次配信予定)

アプリのインストールはこちら
カメラアプリを開き、
右の2次元バーコード
をカメラで読み取り、
画面の指示に従って手
続きを行ってください。



駅伝公式WEBサイト www.at-s.com/ekiden/

しずおか 駅伝

PC・スマホ
専用サイト



しずおか市町対抗駅伝

大会本部

054-294-7811
12/6 9:00-14:00 大会当日のみ

主催:静岡陸上競技協会、静岡新聞社・静岡放送 共催:静岡県、静岡県教育委員会、(公財)静岡県スポーツ協会 特別後援:(公財)静岡県市町村連合協会、静岡市 後援:参加市町、参加市町議会、参加市町教育委員会、参加市町体育協会・スポーツ協会、静岡市議会、静岡県町村会、静岡県市議会議員会、静岡県町村議会議員会、静岡県校長会、静岡県高等学校校長会、静岡県私立学校協会、静岡県高等学校体育連盟、静岡県中学校体育連盟
協力:静岡県警察、歴上自衛隊佐野駐屯地第34普通科連隊、国土交通省静岡国道事務所、(公社)静岡県看護協会、静岡市自治会連合会、静岡市交通指導員会、静岡市清水地域連合交通安全推進本部、静岡市スポーツ推進委員連絡協議会、静岡市清水区総合体育会、日本ボーイスカウト静岡県連盟静岡地区・清水地区、長谷通り商店街振興会、間間自治会、しずおかRC、清水健走会、麻績学区体育振興会、西条南学区体育振興会、NTTドコモショップ静岡安東店、しずおか焼津信用金庫長谷支店、静岡焼津保険代弁(株)、JA静岡市あざはた支店、(株)JA静岡市やすらぎセンター、島根自治会、サード物流(株)静岡営業所、サクライ石油(株)島根SS、(株)合同物流、駿田庵原地域包括支援センター、セントケア清水、静岡市袖師生涯学習交流館、榎屋、(株)ミライサポート、静岡自動車運送(株)、港トラック運送(株)、静岡市役所清水区役所、しずてつジャストライン(株)

日本製紙

常葉大学

SUZUKI

アースケアグループ

KYOWA
LEATHER CLOTH

NEXCO
中日本

協賛

SPOPIA
3D

静岡銀行

JR東海

第一生命

ダイドードリンコ

MIRAfitness

NTT西日本

秀英予備校

鈴与グループ

中部電力

TOKAIグループ

はなもフーズ

SEKISUI HEIM